

序章 ビジネス法務とは

第1節 ビジネス実務法務とは

I ビジネス実務法務とは

1 VUCA（予測不能）時代において重要な法務問題

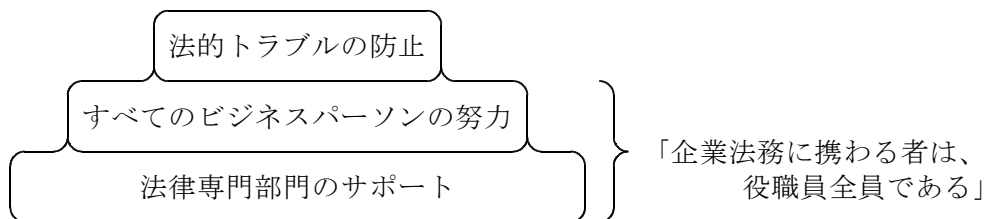
Volatility	（変動性）
Uncertainty	（不確実性）
Complexity	（複雑性）
Ambiguity	（曖昧性）

●法的環境の変化

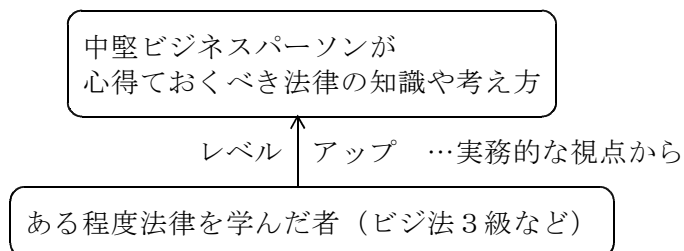
- ①規制緩和：行政指導 → 自己責任
- ②国際化・グローバル化：対外的にも透明で具体的なルールの必要性
→ 法文・政省令の詳細化・具体化
- ③経済の成熟：公正で自由な競争…独占禁止法によるチェック

法的な配慮の要求＝損害賠償・行政処分・刑事罰などの回避

2 企業法務に携わる者

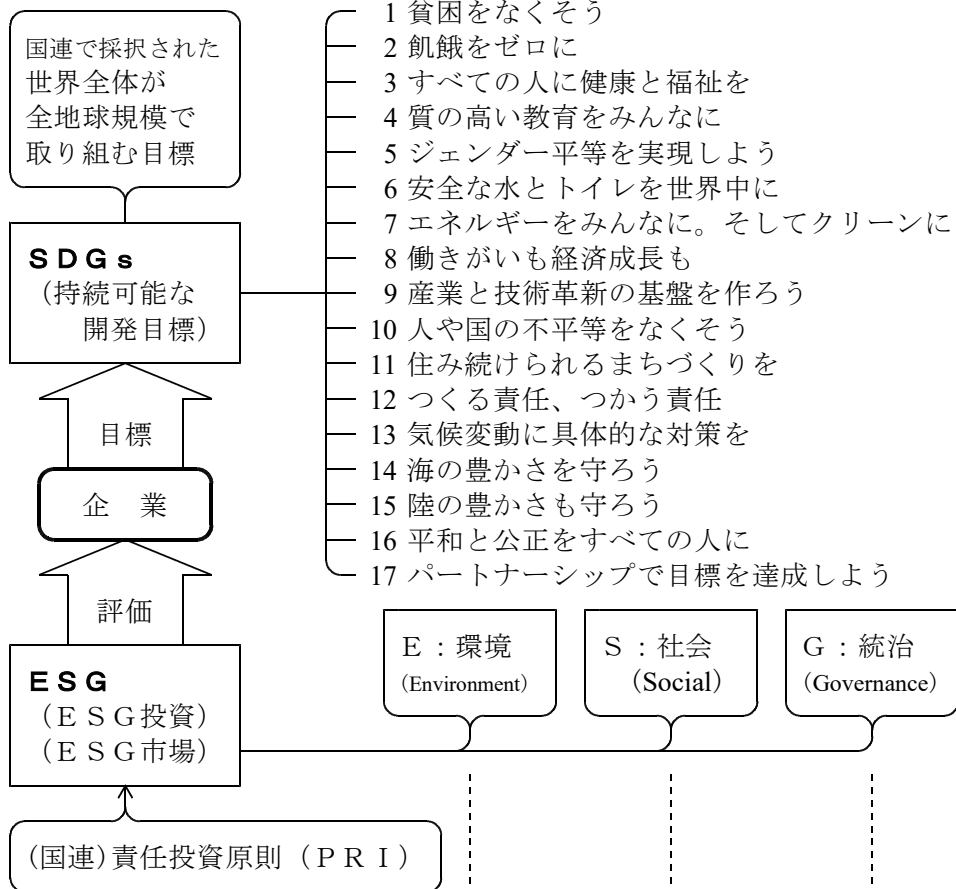


3 目指す内容

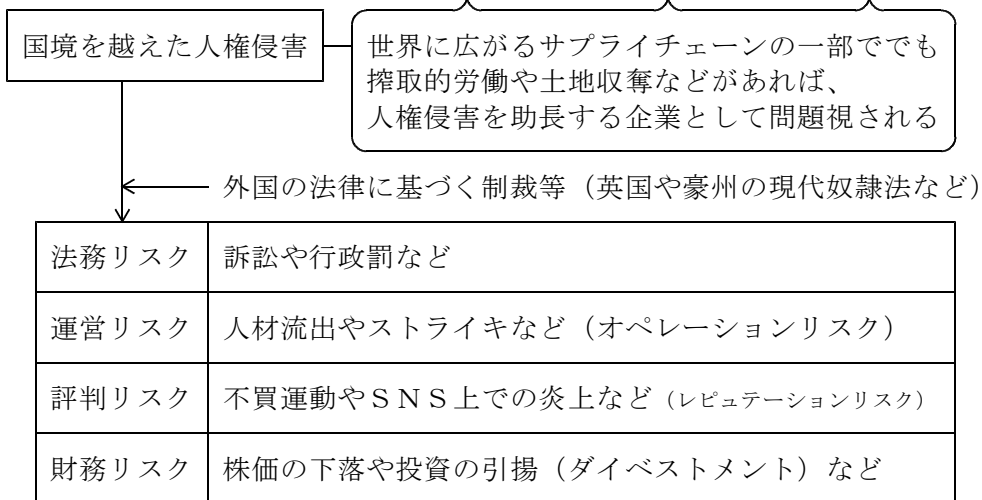


II ビジネス実務法務の今日的な課題

1 ビジネスパーソンとしてSDGsとESGの理解の必要性

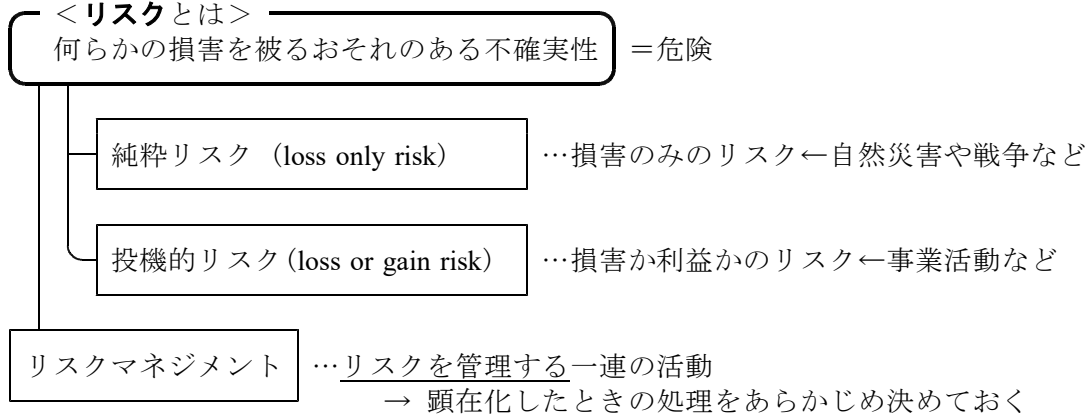


2 ビジネスにおける人権意識の高まり

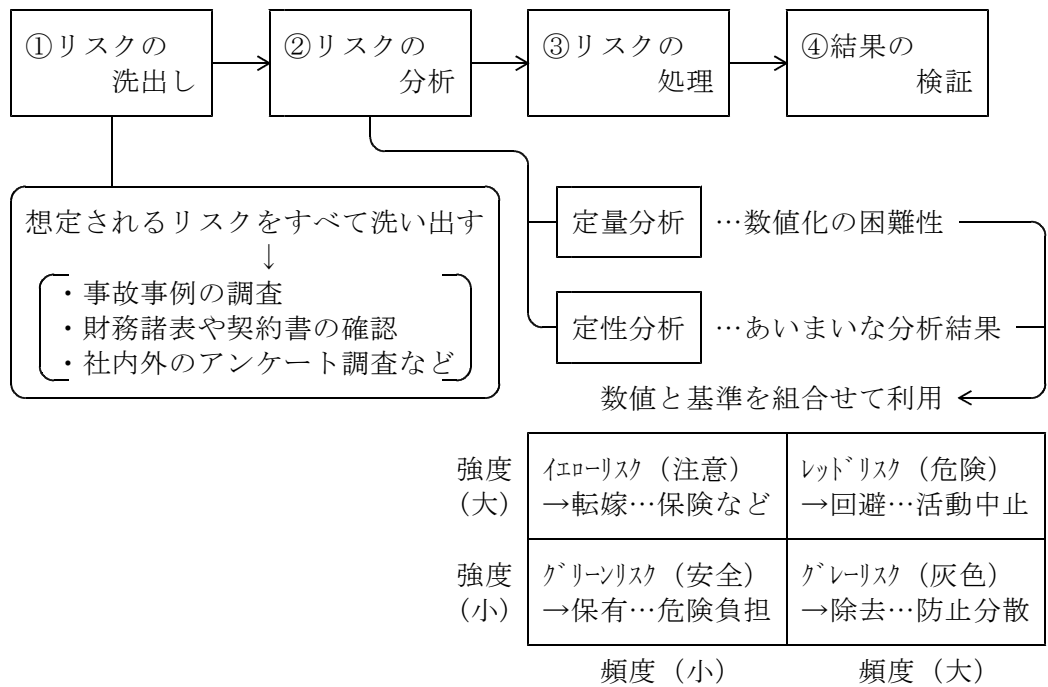


第2節 企業を取り巻くリスクとビジネス実務法務

1 企業活動に伴うリスク



● リスクマネジメントのプロセス

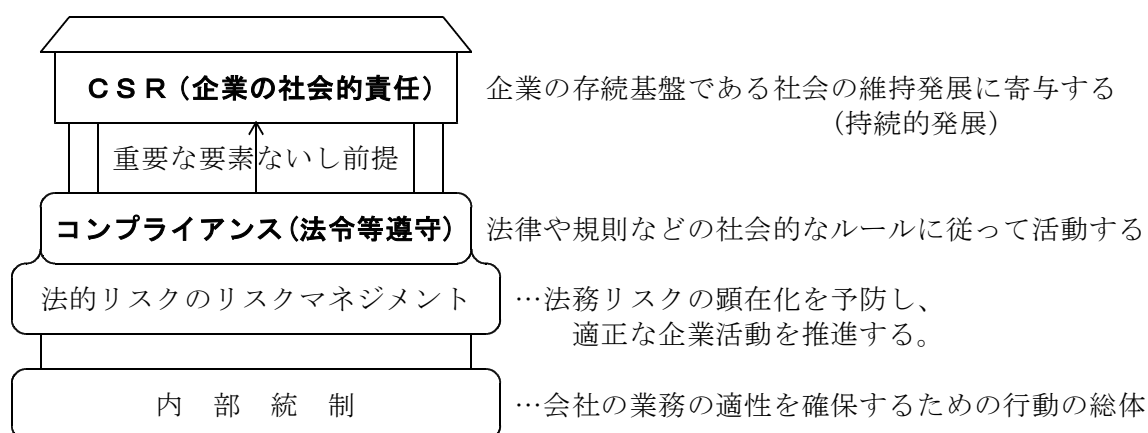


2 リスクマネジメントとビジネス実務法務

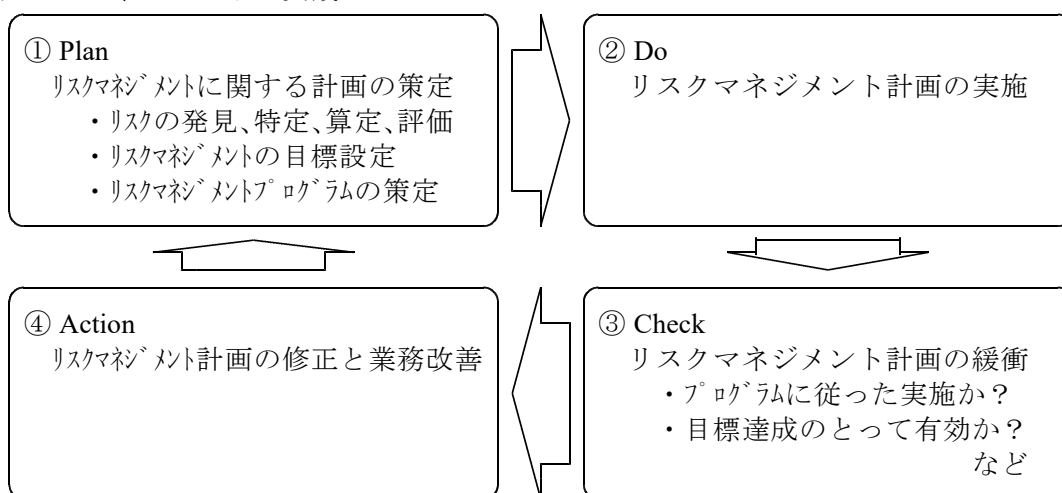
(1) 法務リスクとビジネス実務法務

①企業取引にまつわる法務リスク	契約に関するリスク、取引先倒産リスクなど
②労務管理にまつわるリスク	セクハラ、パワハラ、内部告発、労働災害など
③企業経営と株主対応にまつわるリスク	株主代表訴訟、財務関連書類虚偽記載リスクなど
④知的財産にまつわるリスク	知的財産権の取得と侵害防止、知財紛争など
⑤情報管理にまつわるリスク	個人情報保護、企業機密の漏洩など

(2) リスクマネジメントと内部統制



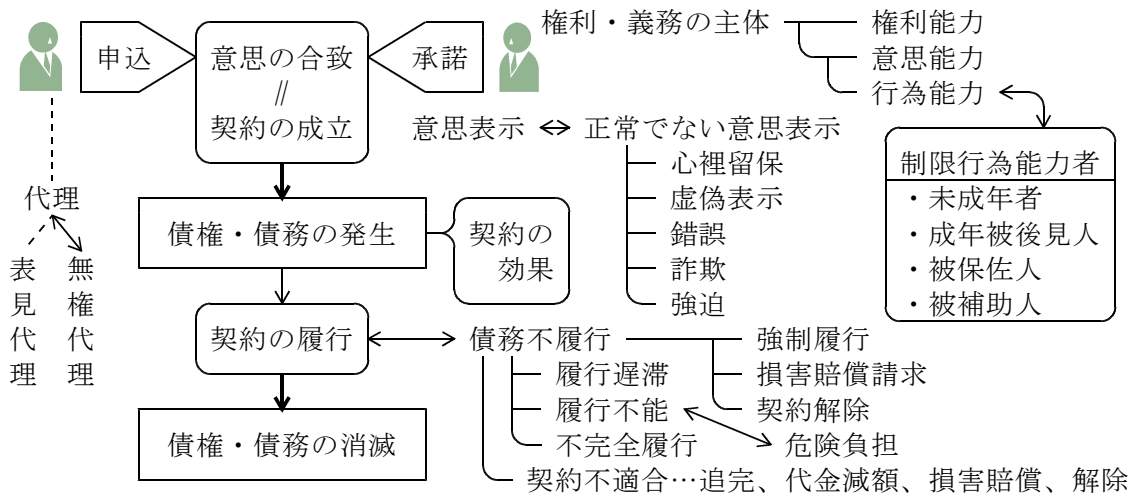
3 リスクマネジメントの実践



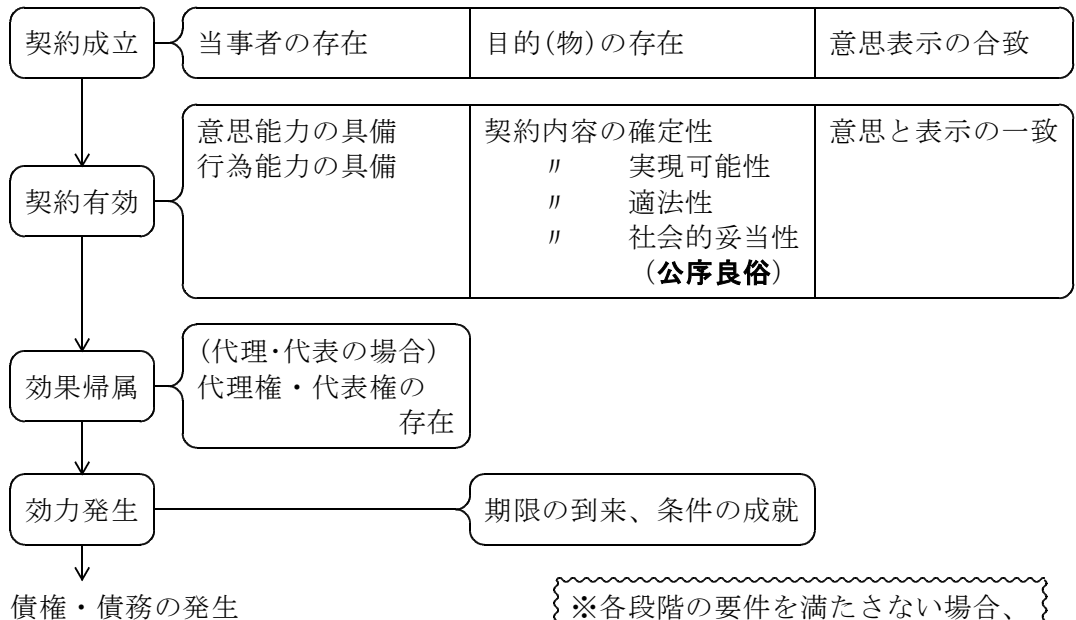
第1章 企業・契約にかかわる法務

第1節 契約の基礎知識

1 契約の成立



● 契約の効果発生に関する諸要件



※各段階の要件を満たさない場合、契約の効果が生ぜず、債権・債務は成立しない。

● 典型契約の種類と内容

贈与契約 (549)	当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって成立する契約	片務	無償	諾成
売買契約 (555)	当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成
交換契約 (586 ①)	当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成
消費貸借契約 (587)	当事者の一方が種類・品質・数量の同じ物をもって返還することを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって成立する契約	片務	有償 無償	要物
書面による消費貸借 (587の2)	当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって成立する契約			諾成
使用貸借契約 (593)	当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用および収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって成立する契約	片務	無償	諾成
賃貸借契約 (601)	当事者の一方がある物の使用および収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことおよび引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成
雇用契約 (623)	当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成
請負契約 (632)	当事者の一方(請負人)がある仕事を完成させることを約し、相手方(注文者)がその仕事の結果に対してその報酬を与えることを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成
委任契約 ※ (643)	当事者の一方(委任者)が法律行為をすることを相手方に委任し、相手方(受任者)がこれを承諾することによって成立する契約	双務 片務	有償 無償	諾成
寄託契約 ※ (657)	当事者の一方(寄託者)が、物を保管することを相手方に委託し、相手方(受寄者)がこれを承諾することによって成立する契約	双務 片務	有償 無償	諾成
組合契約 (667)	各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成
終身定期金契約 (689)	当事者の一方が、自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで、定期に金銭その他の物を相手方又は第三者に給付することを約することによって成立する契約	双務 片務	有償 無償	諾成
和解契約 (695)	当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって成立する契約	双務	有償	諾成

※委任契約・寄託契約は、特約なければ片務無償契約となる。

第2節 請負にかかわる契約

<請負契約とは>

請負人がある仕事を完成させることを約し、(民632)
注文者がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約

契約の成立	当事者間の合意(民632)(※建設工事は書面作成義務:建設業法19)
請負人の義務 と他人の使用	契約に定められた仕事の着手、完成義務(民632) ・下請人などの使用も可能(※建設業法では一括下請は禁止:22)
報酬の支払い	仕事の完成後、引渡と同時に(民633) ※受給権は契約時に発生 ・請負の解除または注文者の責めにより仕事が完成できなかった場合でも、既にした仕事により、注文者が利益を受ける部分があれば、請負人はその割合に応じて報酬を請求できる(民633)。
注文者による 契約の解除	・債務不履行(着手なしや期限内完成不可能確定)による解除 ・仕事完成前は、いつでも損害を賠償して解除できる(民641)。
請負人の 契約不適合 責任	売買の契約不適合責任に関する規定を準用(559) ← 有償契約 ※注文者の提供した材料や注文者の与えた指図による 種類または品質の不適合については、責任をとえない(民636)

1 建築請負契約

…「建設工事」として建設業法も適用される

定型約款

(民法548の2～4)

契約書等の作成

…業者に作成義務づけ(建設業法19)

→代表的約款:「民間連合協定工事請負契約約款」

報酬の支払時期(民633)

…引渡時、特約で分割払い・前払も可能

その部分を仕事の
完成とみなす

可分な部分の給付により
注文者が利益を受ける

①仕事の完成不可能
(注文者に帰責事由なし)
②仕事の完成前の契約解除

注文者が受ける利益の
割合に応じた報酬(634)

請負人の悪意を除く

責任の
追求不可

注文者の提供材料や指示による
注文者が不適合を知って1年超
契約不適合責任減免の特約

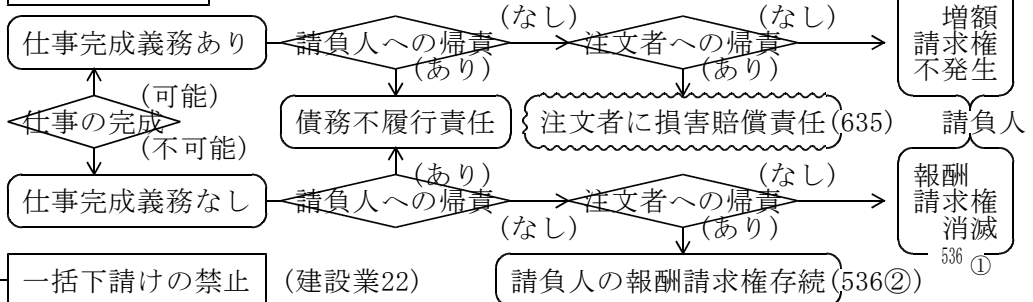
工事請負の契約不適合責任

— 売買規定の準用(559)
— 新築住宅の特例(品確法)

追完請求権(562①)
代金減額請求権(563)
損害賠償請求権(564・415)
解除権(564・541・542)

契約目的等を明確
にした契約書
の作成が重要

債務不履行等



2 製造物供給契約

受注者の材料を用いて製作した物を提供

売買契約

どちらかを適用
請負契約

第3節 委任にかかわる契約

<委任契約とは>

委任者が受任者に、法律行為や事務の処理を相手に委任し、受任者がこれを承諾することによって成立する契約（民643、656）

契約の種類	法律行為→委任、事務の処理→準委任、法律上の効果に違いなし
受任者の義務	委任者のために 善管注意義務 をもって委任事務を処理(民644) ※当事者の信頼関係からくる義務なので無償委任でも同じ
報酬の支払い	特約がなければ、受任者は報酬を請求できない無償契約（民648） 商人の営業行為であれば、特約なくして有償契約になる（商512）

1 業務委託契約

商品やサービスの
流通過程への関与

媒介…他人の間に立って、両者を当事者とする
法律行為の成立に尽力する行為 → 仲立人(商543)
代理(99～118)…本人に代わって他の者が法律行為を行い、
その効果を本人に帰属させる → 代理商(商27～31)
取次…自己の名をもって他人のために (会16～20)
法律行為をなすことを引受ける → 問屋(商551)

2 取引の媒介に関する契約（仲立契約）

仲立人 …宅地建物取引業・旅行業など

他人間の商行為の媒介をなす業 ← 両者を当事者とする契約の成立に尽力する

仲立契約成立	準委任契約…諾成契約、書面交付義務(宅建)、説明義務(旅行)
仲立人の権利	当事者間の契約が成立したときに限り報酬(手数料)支払請求可 請求前に結約書交付が必要、媒介の経費は仲介料に含む (宅建業法：報酬規定あり、超過額は無効) 原則として、当事者のために給付を受領する権限なし →仲立人への給付は、債務の履行とはならない
仲立人の義務	- 善管注意義務 + 委任者の目的達成についての注意義務 (宅建業法：信義誠実義務、物件の書面交付義務、守秘義務) - 当事者間の契約成立についての書面交付義務 (宅建業法、旅行業法には、具体的規定) - 帳簿記載・保存義務 …請求に応じて謄本交付義務 - 当事者の命ある場合の氏名秘匿義務…結約書、帳簿謄本にも ※氏名秘匿時は、仲立人自らが相手方に対して義務を履行

3 代理商契約

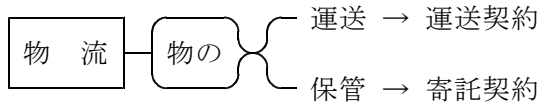
代理商 …損害保険代理店

締約代理商…代理
媒介代理商…媒介

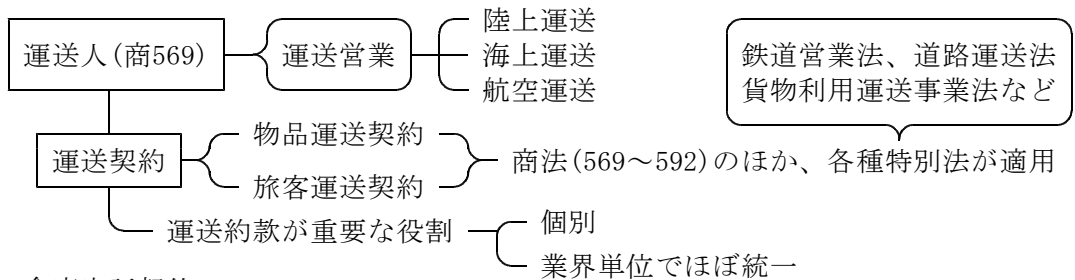
一定の商人・会社の営業・事業の部類に属する取引の代理・媒介の委託を受ける

代理商契約	委任契約…諾成契約、(損保：損害保険代理店委託契約)
代理商の権利	- 報酬請求権…営業の範囲内で、本人のために行った行為について相当の報酬(手数料)を請求できる - 留置権…代理・媒介行為による債権であれば、牽連性は不要
代理商の義務	- 善管注意義務 - 通知義務…代理・媒介の実施は、遅滞なく本人に通知 - 競業避止義務…本人の許可なく、同種の営業・事業の取引やそれを目的とする会社の取締役就任等は不可

第4節 物流にかかわる契約



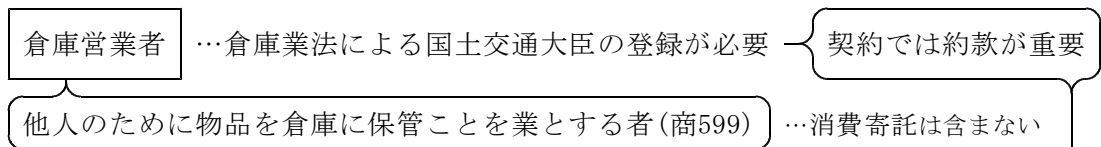
1 運送契約…結果に対して運送費が支払われる



2 倉庫寄託契約

<寄託契約とは>

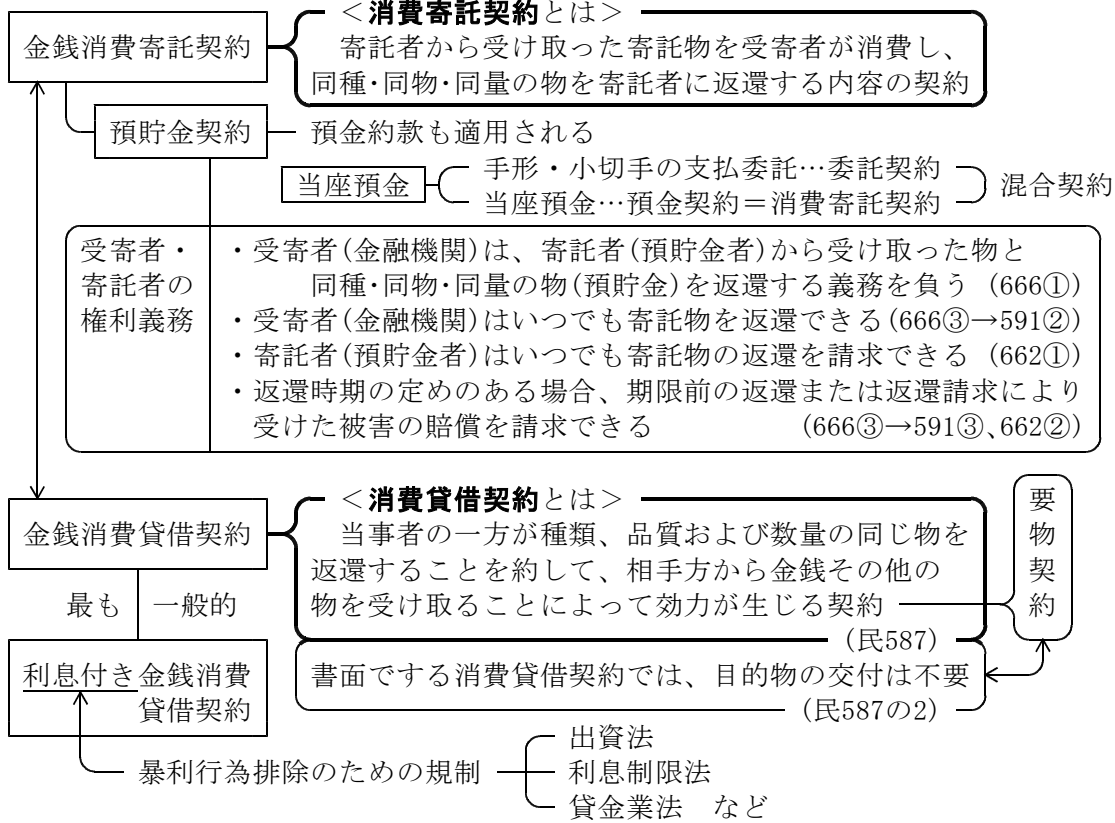
当事者の一方(寄託者)が、物を保管することを相手方に委託し、相手方(受寄者)がこれを承諾することにより成立する契約(民657)



倉庫寄託契約	寄託契約の一種… 要物契約 →諾成契約
倉庫営業者 の権利	・受託物出庫時以後でないと、保管料、その他の費用の請求ができない(商611)…実際には、入庫時払・毎月払などの形式あり ・留置権(商521・民295)、動産保存の先取特権(商320) ・契約満了後、引取も契約更新もなければ、供託・競売が可能(商615・524①②)
倉庫営業者 の義務	・善管注意義務(商595・民400) ・下請け利用の禁止(民658) ・寄託者の請求があれば、いつでも受託物を返還する(民662①) ・倉荷証券発行の場合は、これと引き替えで返還する(商613) ・保管期間を定めた場合、寄託者が期間前に返還請求したことで損害を受けた倉庫営業者は、寄託者に賠償請求可能(民662②) ・注意を怠らなかったことを証明しない限り、その滅失・損傷に関し損害賠償責任を負う(商610) …約款では、倉庫営業者側の故意または重過失について寄託者側の証明が必要と規定するのが通常
混合寄託	複数の寄託者から、同種同品質で代替性のある物の保管を依頼された場合、各寄託者の承諾を得れば、混合して保管できる。この場合の返還は、同じ数量の物であればよい。(民665の2)

第5節 金融・保険等にかかわる契約

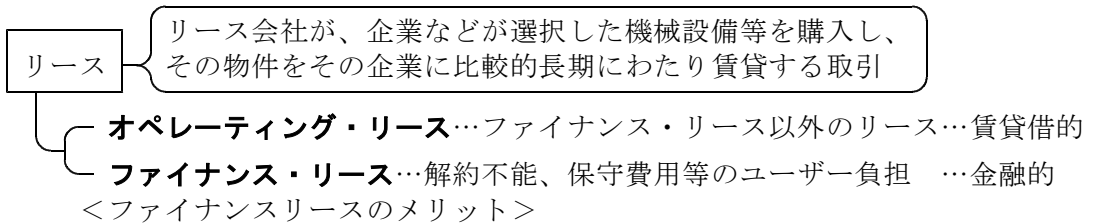
1 預貯金・融資に関する契約



●預貯金契約における消費貸借規定の準用

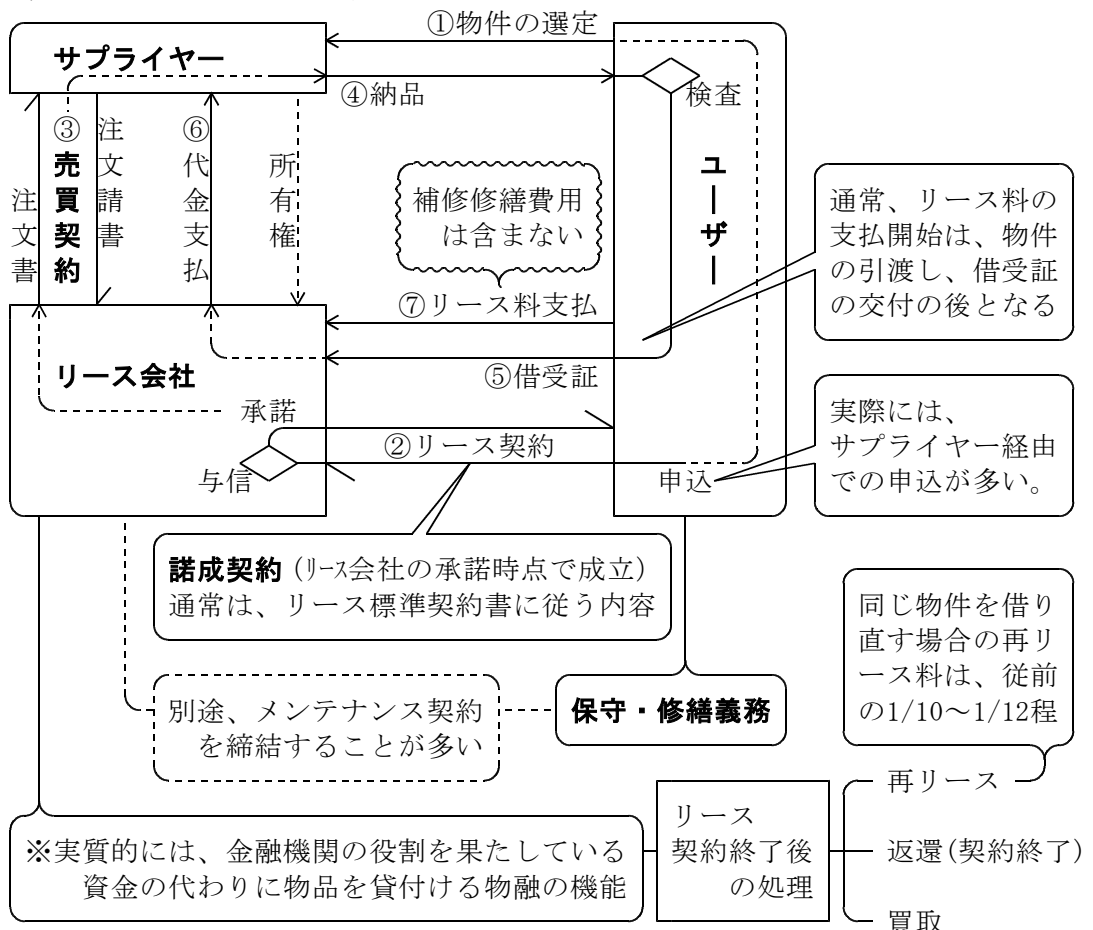
		消費貸借契約	預貯金契約	消費寄託契約
返還時期の定めなし	貸主または寄託者から	いつでも相当の期間を定めて返還催告可能 (591 ①)	いつでも返還請求可能 (662 ①)	いつでも返還請求可能 (662 ①)
	借主または受寄者から	いつでも返還可能 (591 ②)	いつでも返還可能 (666 ③→591 ②)	いつでも返還可能 (663 ①)
返還時期の定めあり	貸主または寄託者から	返還時期より前は返還請求不可	いつでも返還請求可能 (662 ①) 受寄者に生じた損害を賠償する必要 (662 ②)	いつでも返還請求可能 (662 ①) 受寄者に生じた損害を賠償する必要 (662 ②)
	借主または受寄者から	いつでも返還可能 (591 ②) 貸主に生じた損害を賠償する必要 (591 ③)	いつでも返還可能 (666 ③→591 ②) 寄託者に生じた損害を賠償する必要 (666 ③→591 ③)	やむをえない事由がない限り返還不可 (663 ②)

2 ファイナンスリース契約

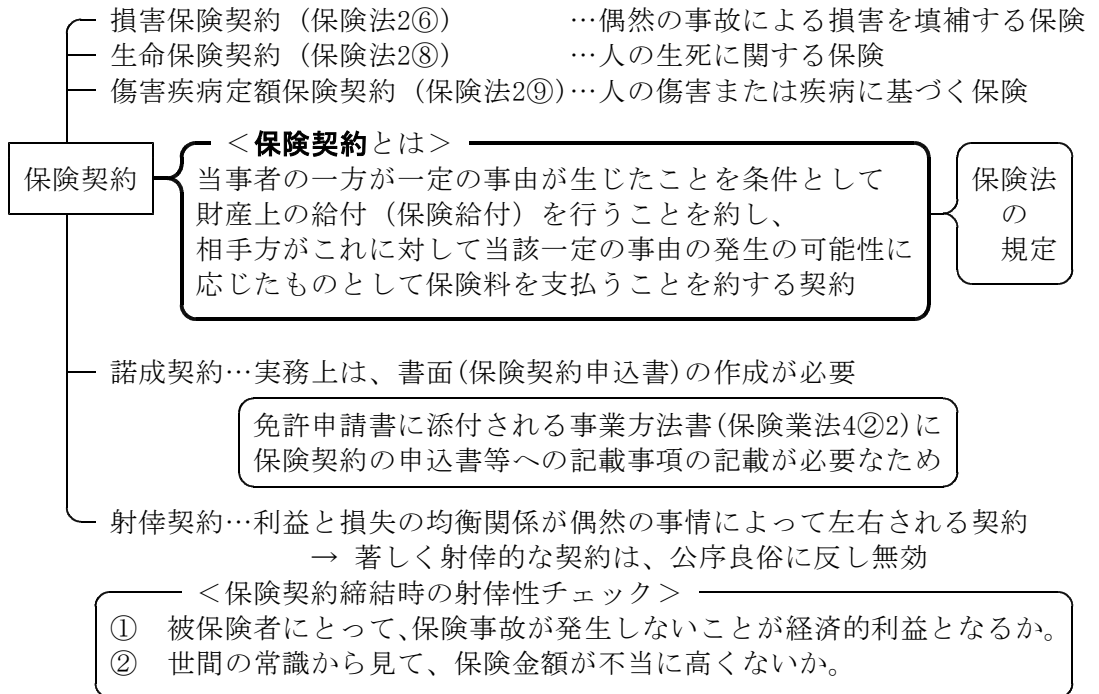


サプライヤー	ユーザー
・販売代金の短期回収…リース会社からの支払 ・販売促進 …リースメリットの強調	・実質的金融効果 …借入先を探す必要なし …原則的に担保不要 ・陳腐化リスクの回避 …リース期間満了による機種入替え
リース会社	
・実質的担保効果 …物件の所有権を把握	

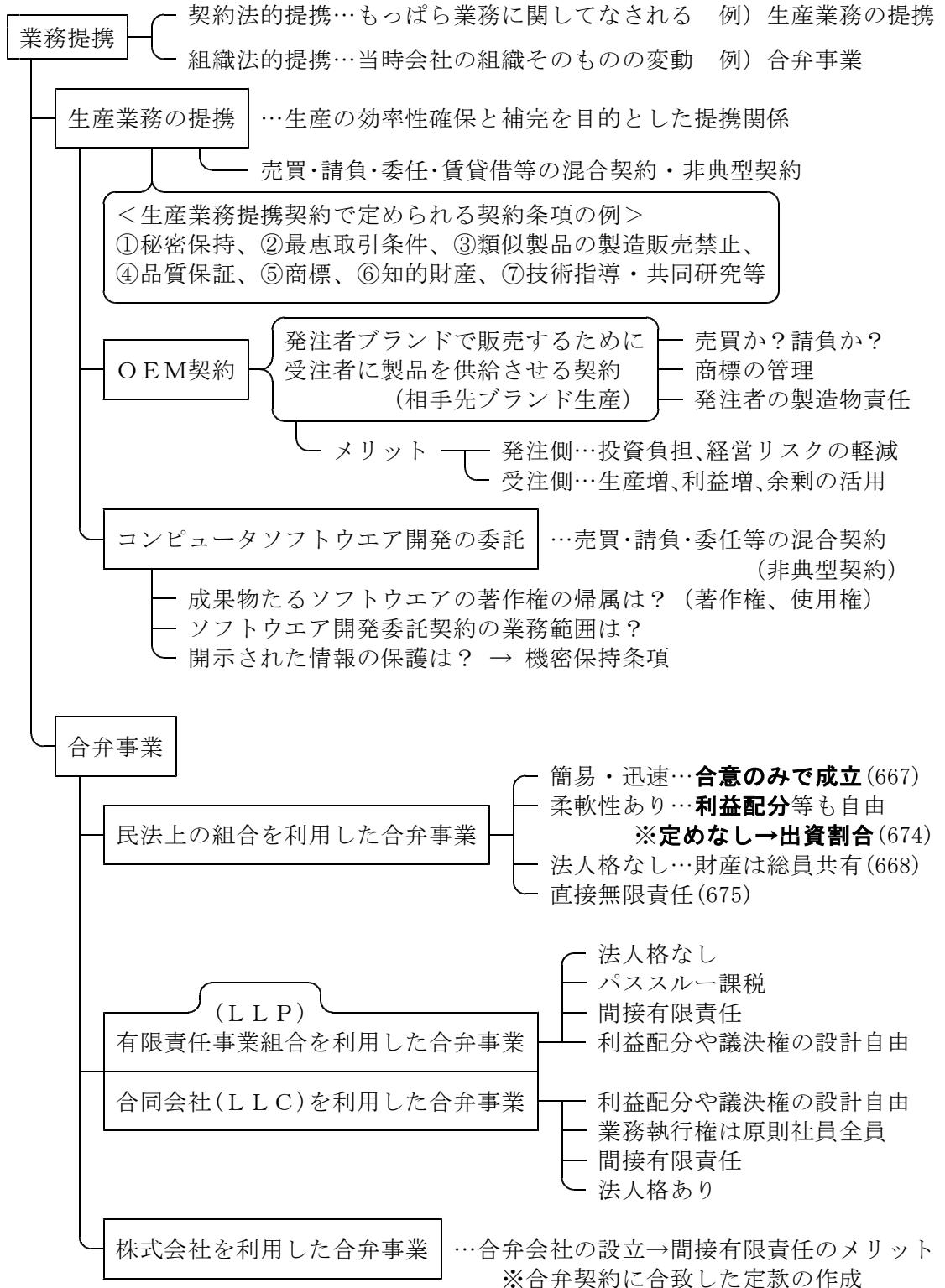
● ファイナンスリースのしくみ



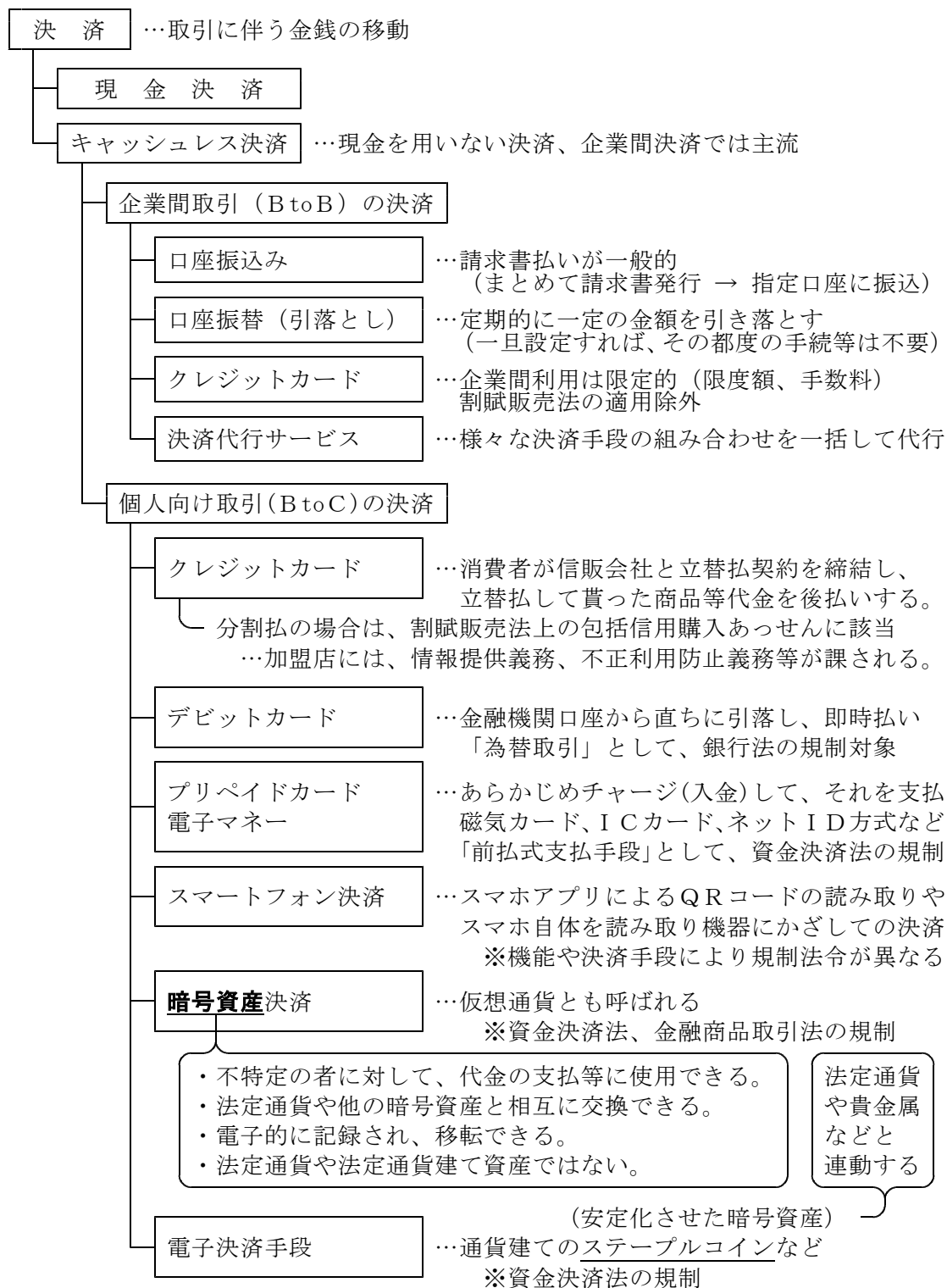
3 保険契約



第6節 業務提携契約



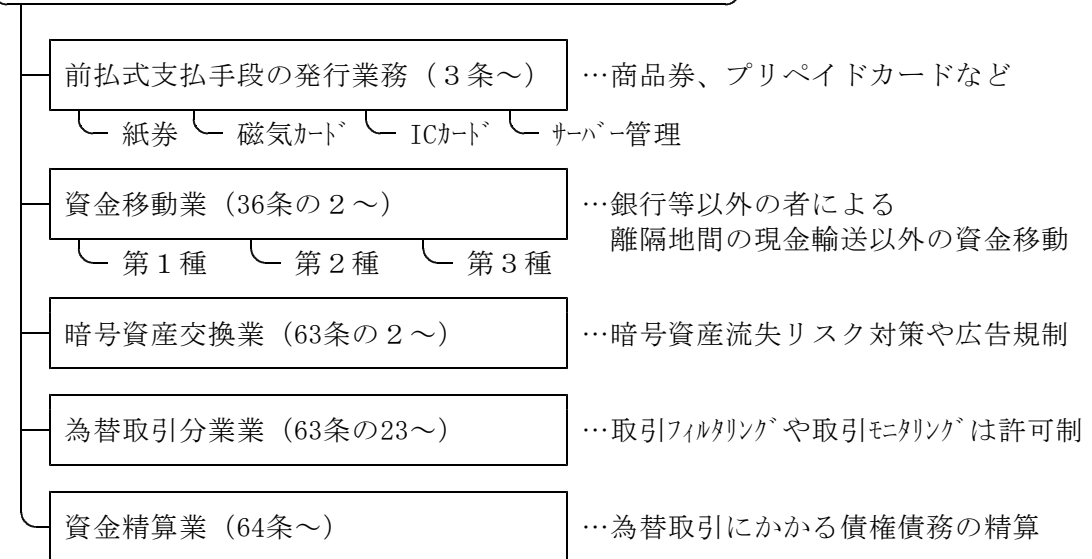
第7節 代金・資金の決済とその手段



●資金決済法

＜資金決済法は＞

商品券・プリペイドカードなどの金券や電子マネー、
銀行業以外による資金移動業について規定する法律



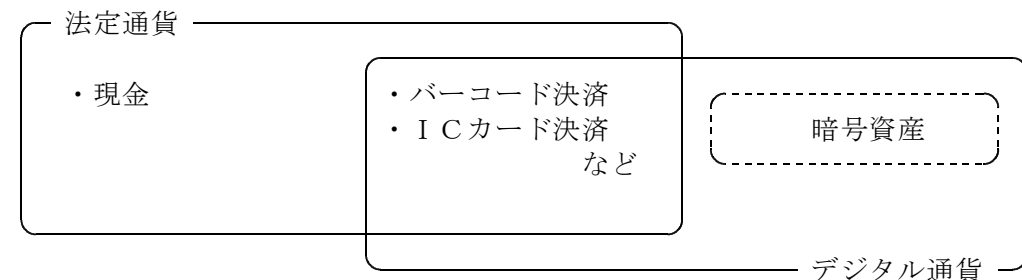
＜暗号資産（仮想通貨）の一般的定義＞

技術的に言うと、暗号資産は、ブロックチェーンに代表される自律分散システムによって財産的価値を保証する電子データ（データ資産）であり、インターネット上で決済手段等として利用できる。かつては仮想通貨と呼ばれたが、国や中央銀行により保証される法定通貨との誤認を避けるため、暗号資産と呼称されるようになった。

つまり一般的には、暗号資産（仮想通貨）は次の特徴を持つ。

- ①デジタル通貨（電子データ）である。
- ②発行元としての中央銀行がない。
- ③抗堪で信頼性の高い自律分散システムで管理されている。

ちなみに、ブロックチェーンは、①P to Pネットワークによる自律分散システム、②ハッシュや電子署名といった暗号技術、③コンセンサスアルゴリズム、といった技術の組み合わせにより、①システムダウンがほぼ皆無、②改ざんや消去が困難、③管理者不在、を実現している。



第2章 法人財産の管理・活用と法律

●企業会計における財産の概念＝資産

貸借対照表

○年○月○日現在

流動資産	当座資産	現金預金 受取手形 売掛金 有価証券	支払手形 買掛金	流動負債	負債 (他人資本)
	棚卸資産	商品・原材料	短期借入金	固定負債	
固定資産		建物・構築物 機械・工具・備品 土地 特許権・商標権 投資有価証券	長期借入金 社債		
繰延資産			資本金 資本準備金 利益準備金 任意積立金 繰越利益剰余金		純資産 (自己資本)

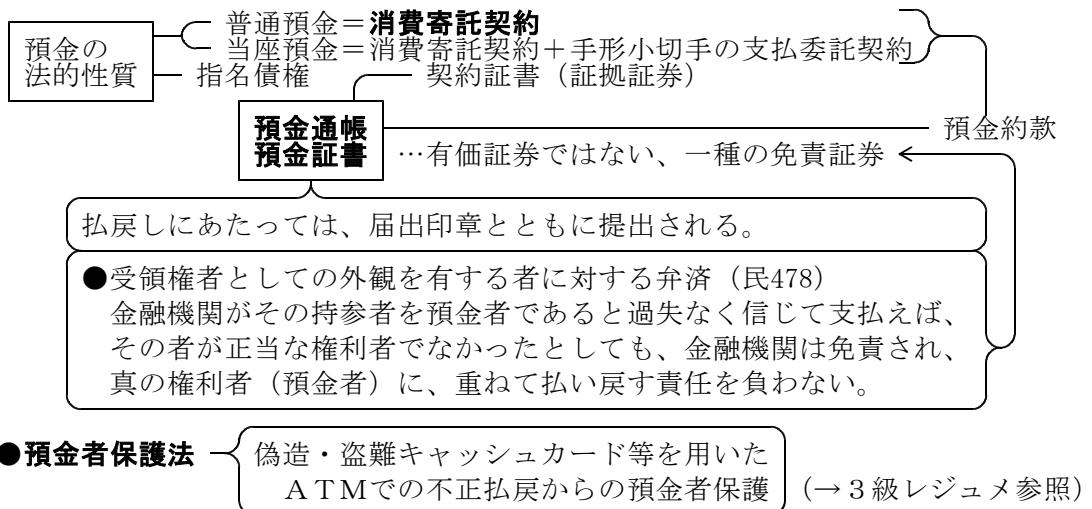
(創立費、開業費、開発費)
(株式交付費、社債発行費)

※項目は代表的なものを表示

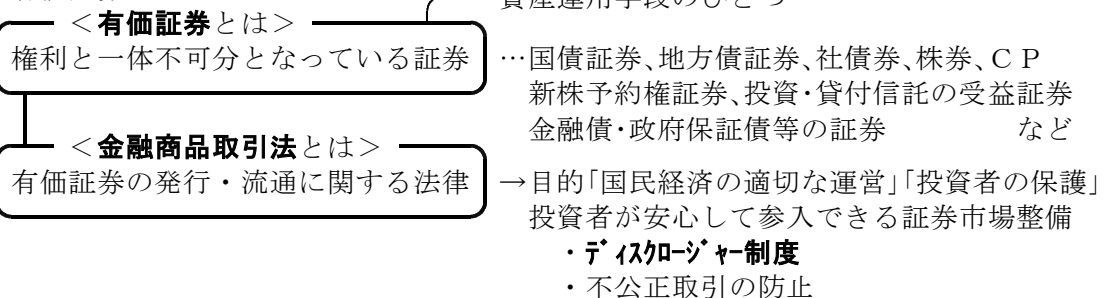
第1節 流動資産の運用・管理の法的側面

1 預金

●預金の種類と内容

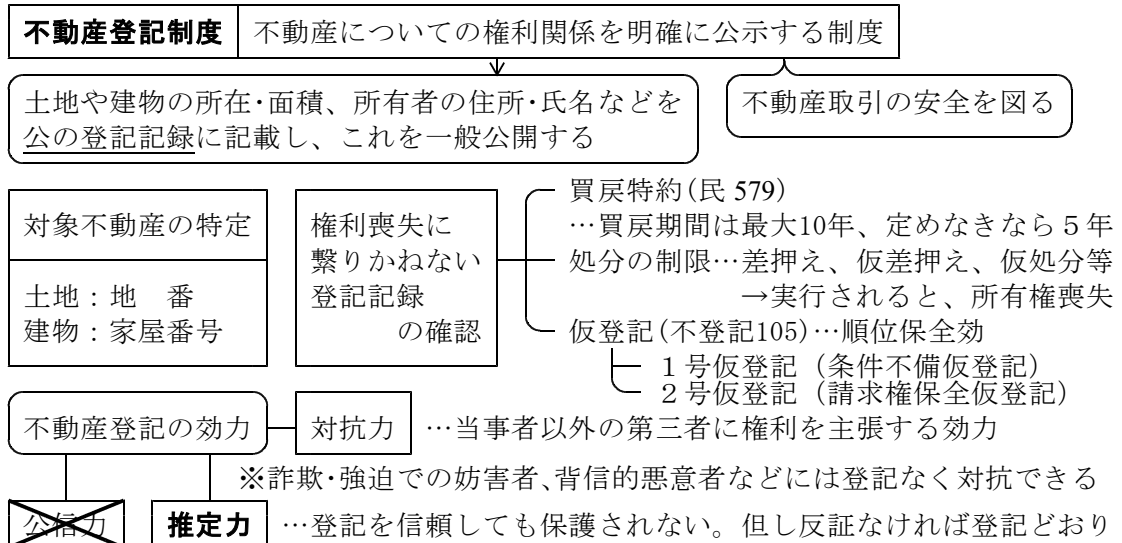


2 有価証券



第2節 固定資産の管理と法律

I 不動産登記制度

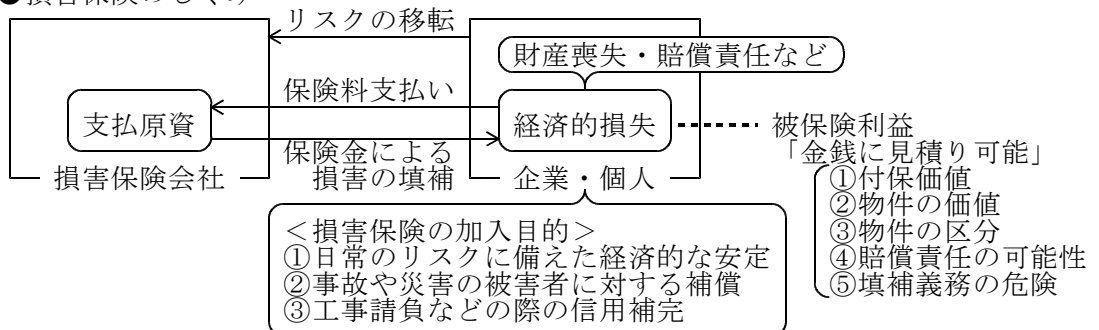


〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇-〇					全部事項証明書 (土地)	
【表題部】 (土地の表示)			調製 平成〇〇年〇月〇日	地図番号 〔空白〕		
【不動産番号】 1234567890123						
【所在】 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇			〔空白〕			
【①地番】 9999番3	【②地目】 宅地	【③地積】 100.00 m ²	【原因及びその日付】 9999番1から分筆	【登記の日付】 平成〇〇年〇月〇日		
【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)						
【順位番号】 1	【登記の目的】 所有権移転	【受付年月日・受付番号】 平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	【原因】 平成〇〇年〇月〇日売買	【権利者その他の事項】 所有者 〇〇市〇〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇		
【権利部 (乙区)】 (所有権以外の権利に関する事項)						
【順位番号】 1	【登記の目的】 抵当権設定	【受付年月日・受付番号】 平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	【原因】 平成〇〇年〇月〇日金銭消費貸借同日設定	借付額 金〇〇〇〇万円 利息 年〇% 返済金 年〇〇% 年365日割増計算 債務者 〇〇市〇〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 抵当権者 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇		

<登記事項証明書の一例> (利害関係がなくても誰でも取得できる)

II 損害保険の付保

●損害保険のしくみ



第3節 知的財産権の管理と活用

●知的財産権の種類

	知的創造物についての権利	営業標識についての権利
産業財産権 (特許庁に登録)	・ 特許権 (特許法…発明) ・ 実用新案権 (実用新案法…考案) ・ 意匠権 (意匠法…デザイン)	・ 商標権 (商標法…商標)
その他	・ 育成者権 (種苗法…植物新品種) ・ 回路配置利用権 (半導体集積回路配置法…ICチップ)	・ 商号 (商法、会社法…商号)
著作権 (著作権法)	・ 著作財産権 ・ 著作者人格権 (公表権など) ・ 著作隣接権	・ 著作人格権 (氏名表示権)
不正競争防止法	・ 営業秘密 (ノウハウ・顧客リスト) ・ 商品形態 ・ コピープロテクション等	・ 周知表示 ・ 著名表示 ・ ドメイン名 ・ 原産地の表示 ・ 海外商標の利用権

●主な知的財産権の概要

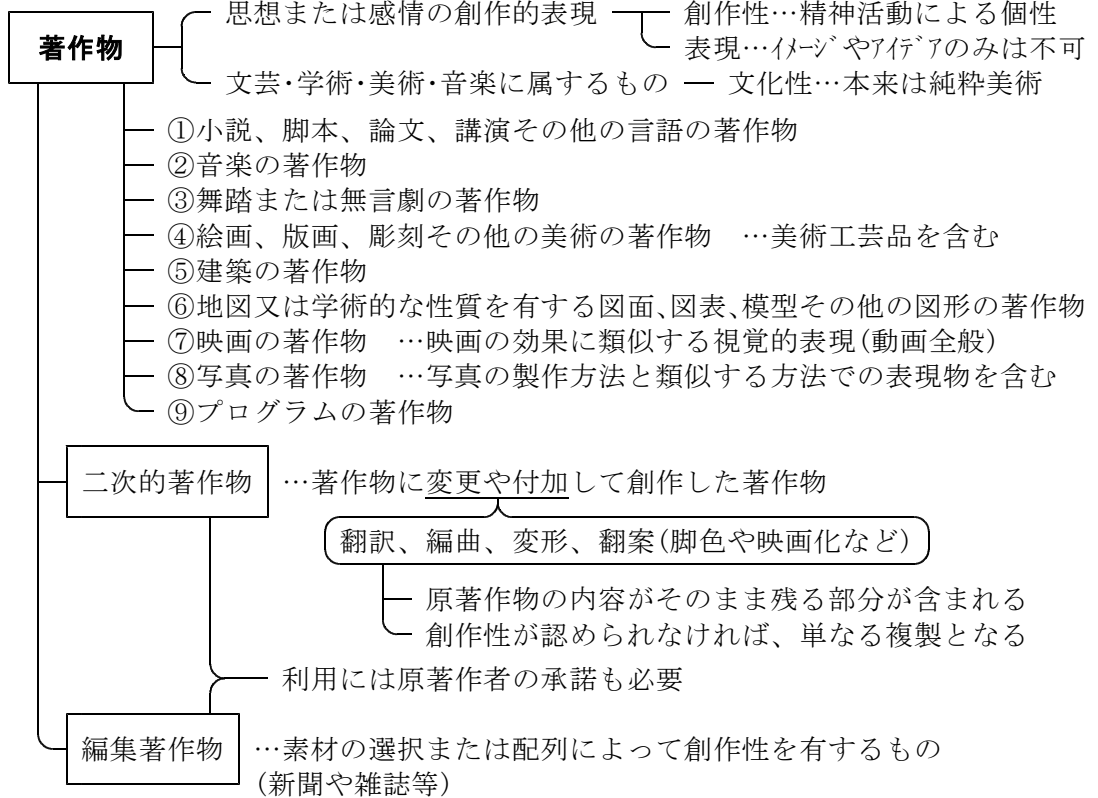
登録のあるものは先願主義

	保護の対象	公秘	登録	存続期間
特許権	発明	公開	必要	出願から20年
実用新案権	考案 (小発明)	公開	必要	出願から10年 (無審査登録)
意匠権	デザイン	公開	必要	登録から25年
商標権	トレードマーク、サービスマークなど	公開	必要	登録から10年 (更新可能)
著作権	著作物、コンピュータプログラム	公開	不要	著作者個人の死後70年
営業秘密	秘密の技術や営業ノウハウ	秘密	不要	秘密である限り

特許権・実用新案権・意匠権などは、独占排他的な実施権を付与する一方で、それを公開して公衆に利用する機会を与えることによって、我が国産業の発展に寄与することを目的としている。(特許法・実用新案法・意匠法の各1条など)

1 著作権

●著作物

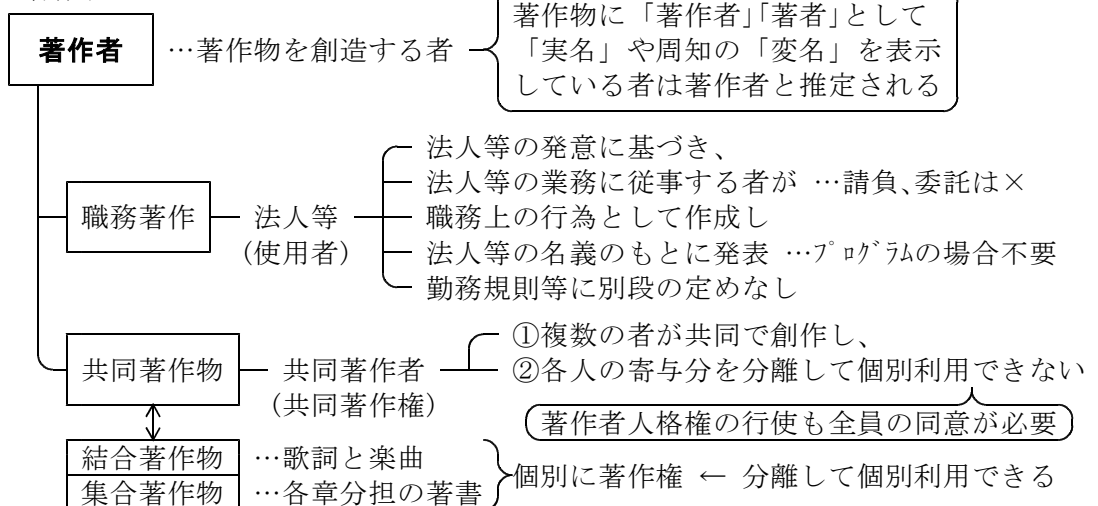


※

著作権の目的と
ならない著作物

- ①憲法その他の法令
- ②国等が発する告示・訓令・通達類 …白書等は含まない
- ③裁判所の判決・決定・命令・審決、行政庁の裁決・決定
- ④上記の翻訳物・編集物で国等が作成するもの

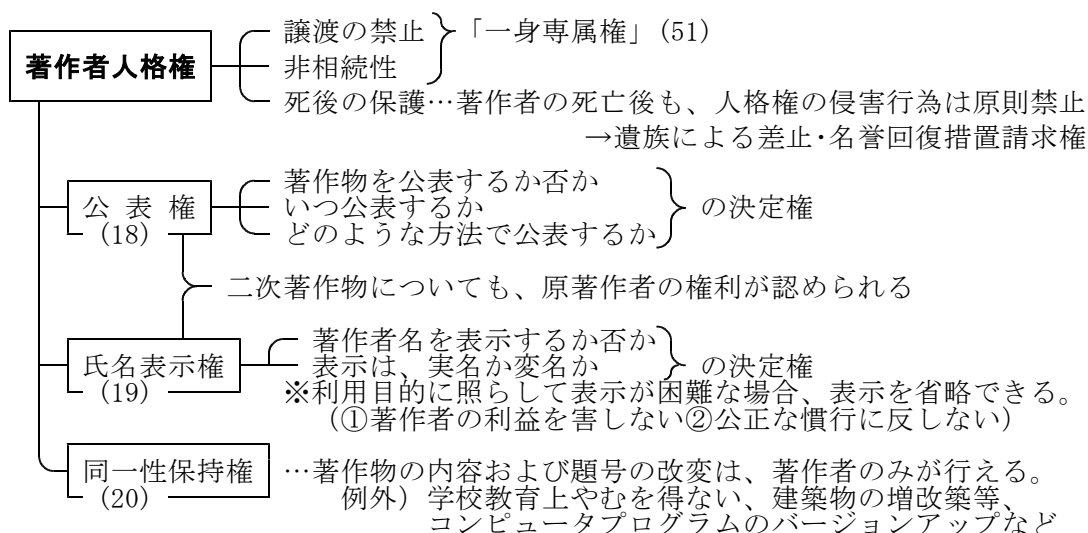
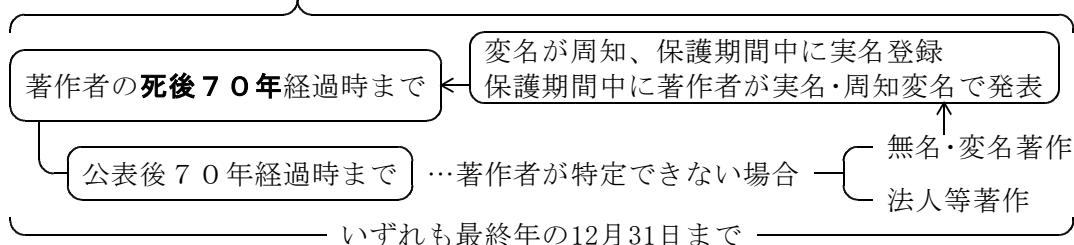
●著作者



著作者の権利		著作隣接権		
著作者 人格権	著作権(財産権)	実演家人格権	財 産 権	
			許 諾 権	報酬請求権
公表権 氏名 表示権 同一性 保持権	複製権 上演権・演奏権 上映権 公衆送信権・伝達権 口述権 展示権 頒布権 譲渡権 貸与権 翻訳権・翻案権 (二次的著作物の創作権) 二次的著作物の利用権	氏名表示権 同一性保持権	録音権・録画権 放送権 ・有線放送権 送信可能化権 譲渡権 貸与権	放送 二次使用料を 受ける権利 貸レコードに ついて報酬を 受ける権利

●著作者の有する権利(17)…著作物を創作すれば成立し、申請・登録等は不要

著作者 → 著作者人格権…創作時に発生し、著作者の死亡時に消滅する。(51)
→ 著作財産権…創作時に発生し、著作者の死後70年経過後に消滅する。



著作権(著作財産権)

… 一括または支分権ごとの譲渡可能 (対抗要件: 登記)

複製権 (21)	有形的に再製する権利(印刷、写真、複写、録音、録画等)
上演権・演奏権 (22)	公に(公衆に直接、見せ聞かせることを目的として)、脚本・楽譜などに基づいて上演・演奏する権利 (ビデオライブ、BGM、カラオケでの利用も含む、ただし、上映、公衆伝達にあたるものは除く)
上映権 (22の2)	あらゆる著作物を公に映写して見せる権利 (スクリーン、ディスプレイ、プロジェクター等へ映写) (サウンドトラック等の音声の再生も含む) (公衆伝達にあたるものは除く)
公衆送信権 (23)	放送・有線放送・FAX・Eメール等によって公に送信する権利 自動公衆送信の 送信可能化権 (Webへの掲載権)を含む。
公衆伝達権 (23②)	公衆送信されたものを受信して公に視聴させる権利
口述権(言語) (24)	朗読等により、公に口頭で伝達する権利 録音された「講演、演説、朗読」の公に再生すること含む
展示権(美術・写真) (25)	原作品(写真は未発行もの)を展示する権利 (上映、公衆伝達にあたるものは除く)
頒布権(映画) (26)	映画の著作物の複製物の流通をコントロールする権利
譲渡権(映画以外)	原作品を譲渡する権利。再譲渡には行使不可。(26の2)
貸与権(映画以外)	複製物を貸与(レンタル)する権利 (26の3)
翻訳権・翻案権(27)	二次的著作物を創作する権利 翻訳(原作と異なる言語での表現)、編曲(音楽のアレンジ) 変形(立体化など表現物の形状の変更) 翻案(脚色…台本・脚本化、映画化、 コンピュータプログラムのバージョンアップなど)
二次的著作物の 利用権(28)	原著作物の著作者は、 二次的著作物の著作者と同じ権利を有する

(61) 著作権の譲渡

…譲渡されると著作権者となる(登録しないと第三者に対抗不可)

(全部または一部)

※著作者人格権は譲渡不可 → 不行使特約が多い

著作権の利用許諾

…無断利用者等への差し止めや損害賠償請求ができない

(一部について特に厚い保護)

出版権

←複製権を有する著作権者が設定

原作のまま
印刷等の方法
により複製

(79～) → 独占的に著作物を文書または図画として出版する権利

※登録することにより、第三者に対抗することができる。

(89～)

著作 隣接権

実演家…録音権・録画権、送信可能化権、放送権・有線放送権など
レコード製作者…複製権、送信可能化権、レコード譲渡権・貸与権など
放送事業者…複製権、再放送権・有線放送権、テレビ公衆伝達権など
有線放送事業者…複製権、再有線放送権・放送権、有線テレビ公衆伝達権など

●著作権の制限（自由利用：30～50）

(30) 私的使用のための複製…店頭ダビング、コピーガード解除、海賊版ダウンロード等は違法
(30の2～4) 著作権者の利益を不当に害しない範囲での利用

…付随対象著作物の利用（写り込みなど）、検討の過程における利用
技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用

(31) 図書館等における複製

(33～36) 教育目的の利用…教科書等への掲載、学校教育番組の放送等

学校等における複製等、試験問題としての複製等

(37、37の2) 視聴覚障害者のための複製等…点字化、音声化、文字化など

(38) 営利を目的としない上演等…非営利無料の上演・貸与・放送中番組の公衆伝達等

(32) 妥当な範囲での引用…公表著作物を、公正な慣行に合致し、正当な範囲内で

(39) 時事問題に関する論説の転載等…新聞・雑誌のものを、出版、放送、オンライン等で

(41) 時事の事件の報道のための利用

(40) 政治上の演説等の利用

(42) 司法・立法・行政目的のための複製…裁判手続、内部資料、行政情報公開など

(43) 翻訳、翻案等による利用

(44) 放送事業者等による一時的固定

(45～47) 美術の著作物等の利用…原作品の所有者による展示、屋外展示物の利用、
展覧会パンフレットへの掲載など

(47の6) 情報検索サービスのための利用

(47の5) 送信の障害の防止等のための複製（ミラーリング、バックアップ、キャッシング）

(47の7) 情報解析（リバースエンジニアリング）のための複製等

(47の8) 電子計算機における著作物の利用等に伴う複製（処理過程における記録）

(47の3) プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等…バックアップコピーなど

出所の明示(48)

著作者人格権 著作(財産)権 出版権
実演家人格権 著作隣接権

●著作権等の侵害

権原がないものによる著作物の使用

著作権等の侵害とみなされる行為(113)

- ・国内ならば著作権等侵害となる物の輸入
- ・侵害物と認識した上で行う頒布、頒布申出、頒布・輸出入目的での所持
- ・違法コピーと知って取得したプログラムの業務上の使用
- ・権利管理情報の改変…コピーガードの解除など（※私的利用でも違法）
- ・著作者の名誉・声望を害する方法での使用 など

・差止請求(112)

・損害賠償請求(114、民709)

・信用回復措置請求(115)

・不当利得返還請求(民703-704)

著作権等侵害

← 刑事罰
(119～124)

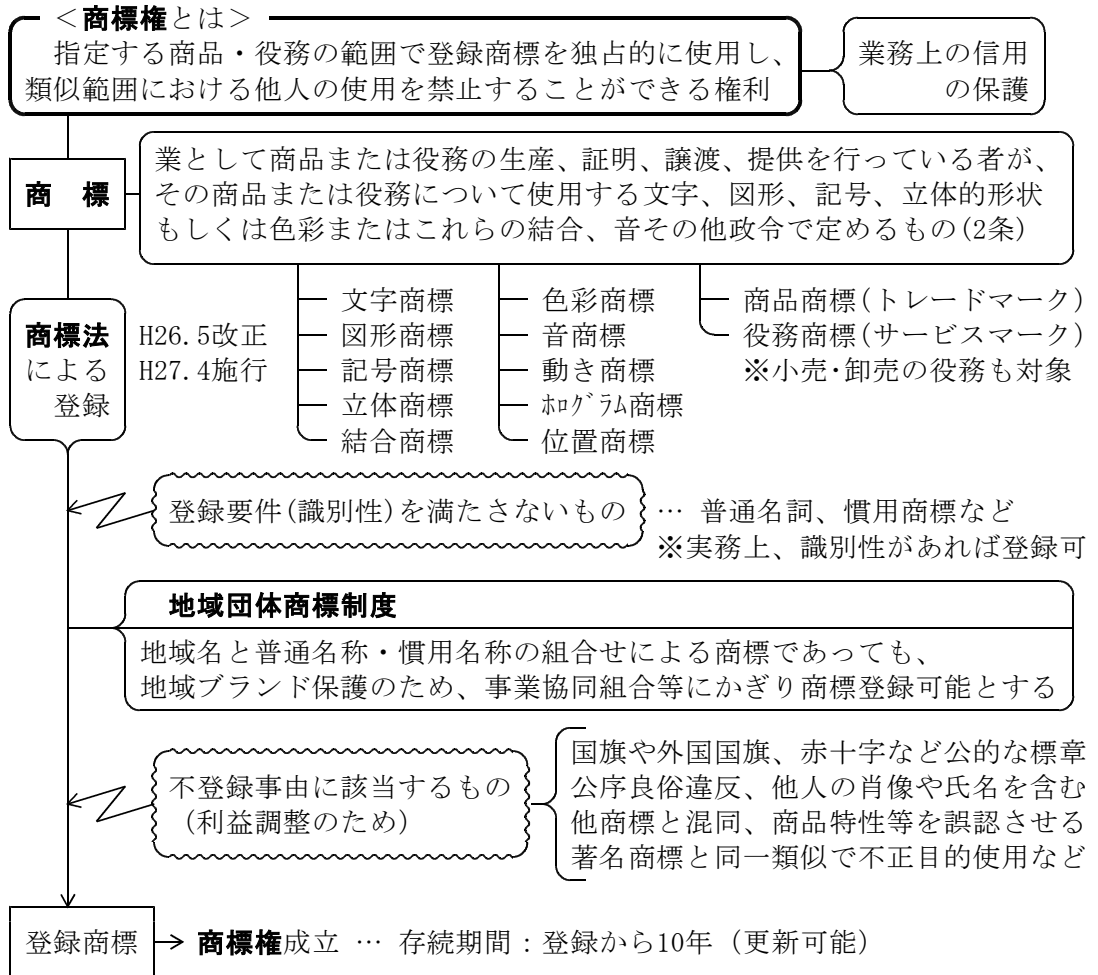
<著作権等管理事業法による著作権等管理事業者>（JASRACなど）

…権利者の委託により、利用許諾その他の権利管理を行う

2 商標権 (trademark right)

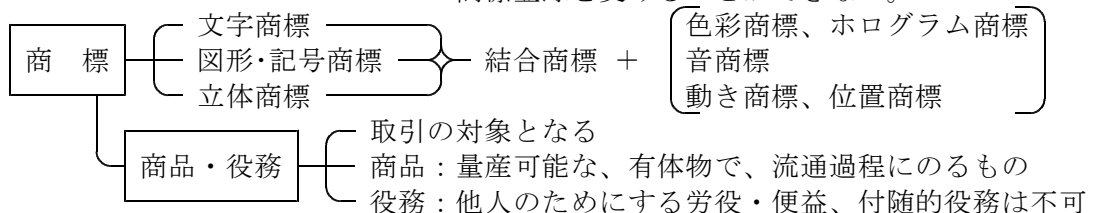
- (1) 営業上の標識としての知的財産権
- ①商標
 - ②商品等表示 (不正競争防止法)
 - ③商号 (商法・会社法)

(2) 商標権の定義

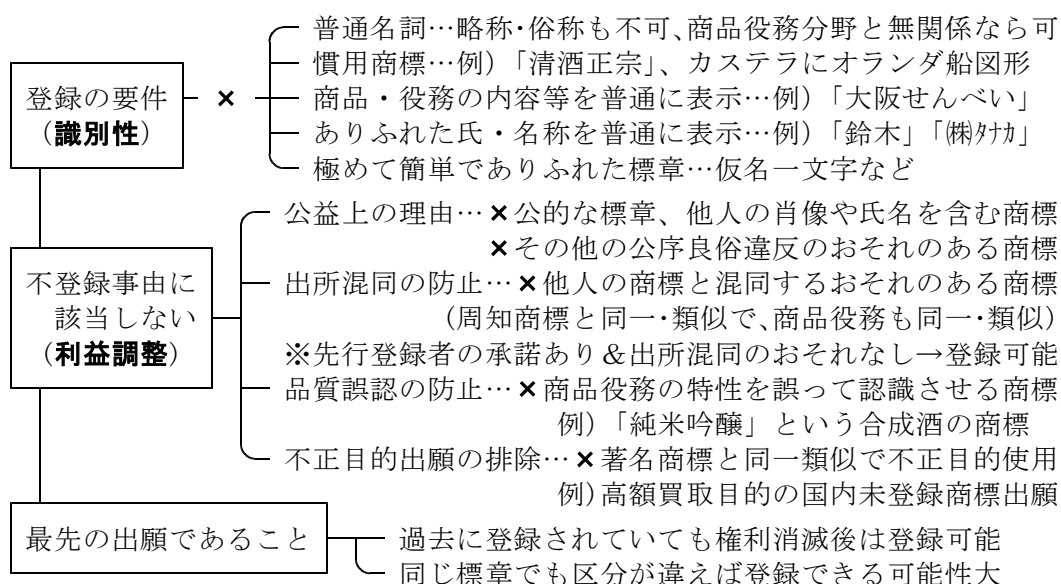
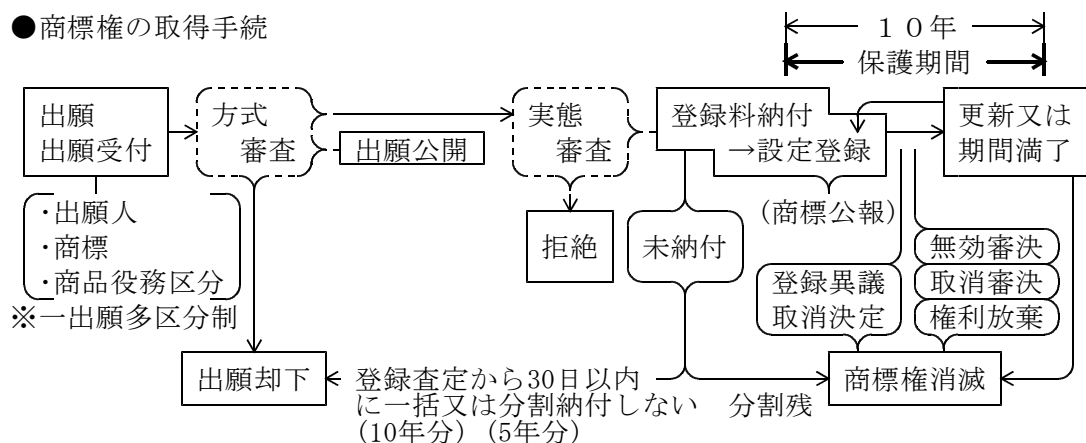


(3) 商標権の取得手続

- 商標登録を受けられる商標…自己の業務にかかる商品・役務に使用する商標(3①)
- 自己が使用する意思のない商標については、商標登録を受けることができない。



●商標権の取得手続

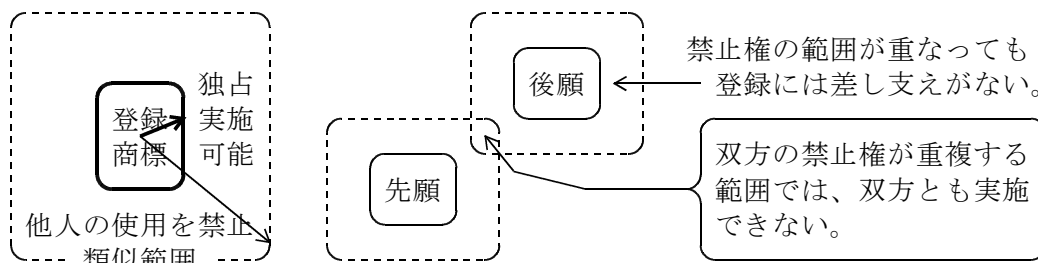


(4) 商標権の効力 (専用権と禁止権)

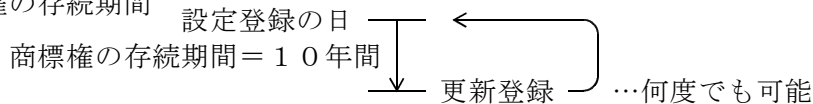
専用権 登録した商標と同一の商標を、業として、独占排他的に実施できる(25)。

禁止権 登録した商標と同一および類似する商標の実施を禁止できる。

(禁止権の範囲での本人の実施は、権利侵害ない限りは可能。ただし保護なし)



(5) 商標権の存続期間



(6) 商標の類似と商品・役務の類似 (4⑩10, 11)

		商品・役務		
		同一	類似	
商標	同一	同一商標(専用権)		商標の 出所防止機能 を発揮させ混同防止を図るため、類似商標の登録は禁止され(コンセン制度)その使用は商標権侵害となる。
	類似		類似商標(禁止権)	

< 商標実施権の許諾 >

- ・ 専用権の範囲でのみ許諾可能
 - ・ 禁止権の範囲で商標法上の実施許諾はできない
- 実務上は、禁止権の範囲でも実質的な使用許諾は行われている。…保護なし

専用実施権(30)

通常実施権(31)

※ 先行登録商標と同一または類似の商標でも、先行登録者の承諾があり、出所混同のおそれがなければ、登録して使用が可能(コンセン制度の例外: 4④)

(7) 不使用商標

継続して3年以上使用していない商標については、誰でも取消審判を請求できる。

不使用商標取消審判請求の要件

- ① 登録商標(社会通念上同一と認められる商標を含む)を使用していないこと
- ② 継続して3年以上、日本国内において使用していないこと
- ③ 商標権者・専用使用権者・通常使用権者のいずれも使用していないこと
- ④ 取消請求された指定商品または指定役務のいずれについても使用していないこと
- ⑤ 使用しないことに正当の理由(製造許認可を持っている等)がないこと

(8) 商標権の侵害

- ・ 差止請求(36)
 - ・ 損害賠償請求(39、民709)
 - ・ 信用回復措置請求(39、特許106)
 - ・ 不当利得返還請求(民703-704)
- 商標権侵害 ← 刑事罰(78~)

正当な権原なく

他人の登録商標と同一(類似)の商標を

登録商標にかかる指定商品・指定役務と同一(類似)の商品または役務に使用する行為

登録防護商標 を その指定商品または指定役務に使用する行為

左の行為の予備的行為

< 防護標章登録制度 >

禁止権の範囲を非類似の商品・役務に拡大して、著名登録商標を保護する

< 団体商標制度 > < 地域団体商標制度 > (商標7、7の2)

- ・ 社団法人や事業協同組合、農業協同組合などについては、自己が使用しない商標であっても、構成員に使用させるための商標の登録(団体商標制度)ができる。
- ・ 地域名と普通名称・慣用名称の組合せによる商標であっても、周知性を得た地域ブランド保護のため、事業協同組合や商工会等は、地域団体商標の登録ができる。

3 意匠権 (design right)

<意匠権とは>

物品について創作した工業上利用可能な新しい**意匠(デザイン)**の独占権

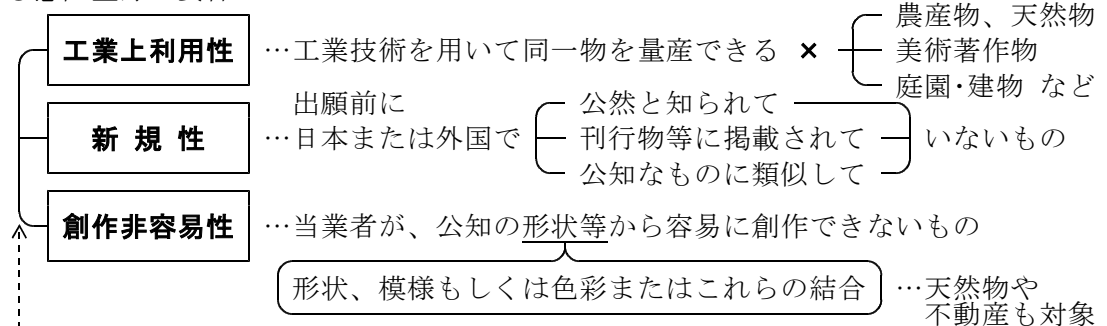
審美的
創作

意 匠	①物品の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合、②建築物の形状等、③画像 (意匠2①)	視覚を通じて 美観を起こさせる
------------	---	--------------------

●意匠特有の制度 (特殊な意匠)

部分意匠 (2①括弧)	「物品の独立性」の例外 物品の部分になされた特徴ある意匠 →全体としては異なっている、その部分は保護される。
組物の意匠 (8)	「一意匠一出願の原則」の例外 集合物が有する全体としての統一感、省令で定める 56 品目のみ →個々の構成物品には及ばない。
動的意匠 (6④)	「一意匠一出願の原則」の例外 物品の機能として意匠が変化する場合、変化の前後にわたる意匠について一出願で登録可能
関連意匠	「先願規定」の例外 本意匠の公報が発行されるまでに、同一人から出願された類似意匠 →本意匠を表示して出願する。
秘密意匠 (14)	「登録公報制度」の例外 登録から一定期間(3年以内で設定)、意匠の公開を秘密にする ←流行性があり模倣も容易である一方、累積進歩は少ないから

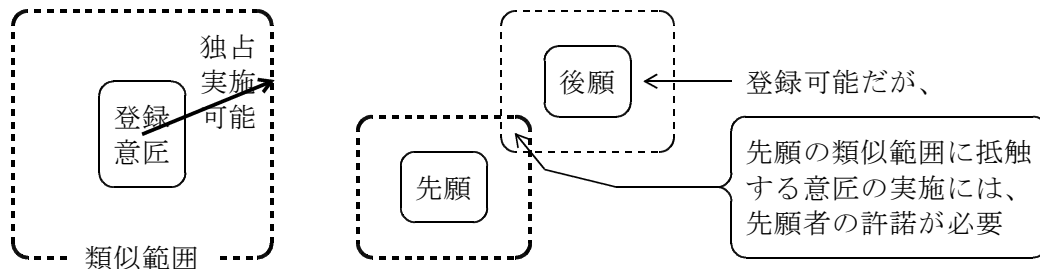
●意匠登録の要件



- ・意匠登録を受けることができない意匠(5)でないこと
 - 公序良俗違反…赤十字マークや国旗、国家元首の顔、わいせつ物などを模した意匠
 - 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれ…著名商標等を利用した意匠など
 - 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる…必然的に定まる意匠
- ・一意匠一出願(7)であること
- ・先順位意匠の一部と同一または類似の後願意匠でないこと(9) など

(5) 意匠権の効力

登録した意匠と同一および類似する意匠を、業として、独占排他的に実施できる。



※試験研究のための実施は、意匠権を侵害しない。

●意匠の同一と類似

		物 品	
		同一	類似
形態	同一	同一意匠	類似意匠
	類似		

- ・ 物品の同一：用途…同じ、機能…同じ
- ・ 物品の類似：用途…同じ、機能…異なる

…形態の類似：
需用者の視覚を通じて起きる美観に基づく

●実施権

専用実施権
通常実施権

— 許諾契約

— 法定

— 職務創作

— 先使用権

— 先出願による

— 無効審判の請求登録前の

— 意匠権存続終了後の

— 裁定

<先出願による通常実施権>

意匠権は出願公開がなく拒絶査定となった出願は、先願の地位を有しないが、後願の類似意匠となっても実施できる。

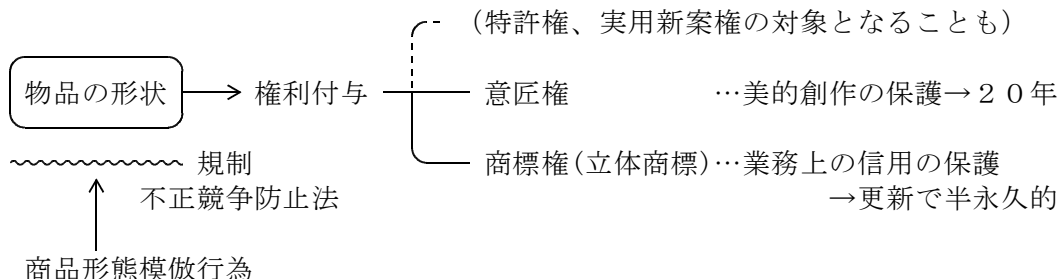
●意匠権の侵害に対する措置

- ・ 差止請求(37)
- ・ 損害賠償請求(39、民709)
- ・ 信用回復措置請求(41、特許106)
- ・ 不当利得返還請求(民703-704)

意匠権侵害

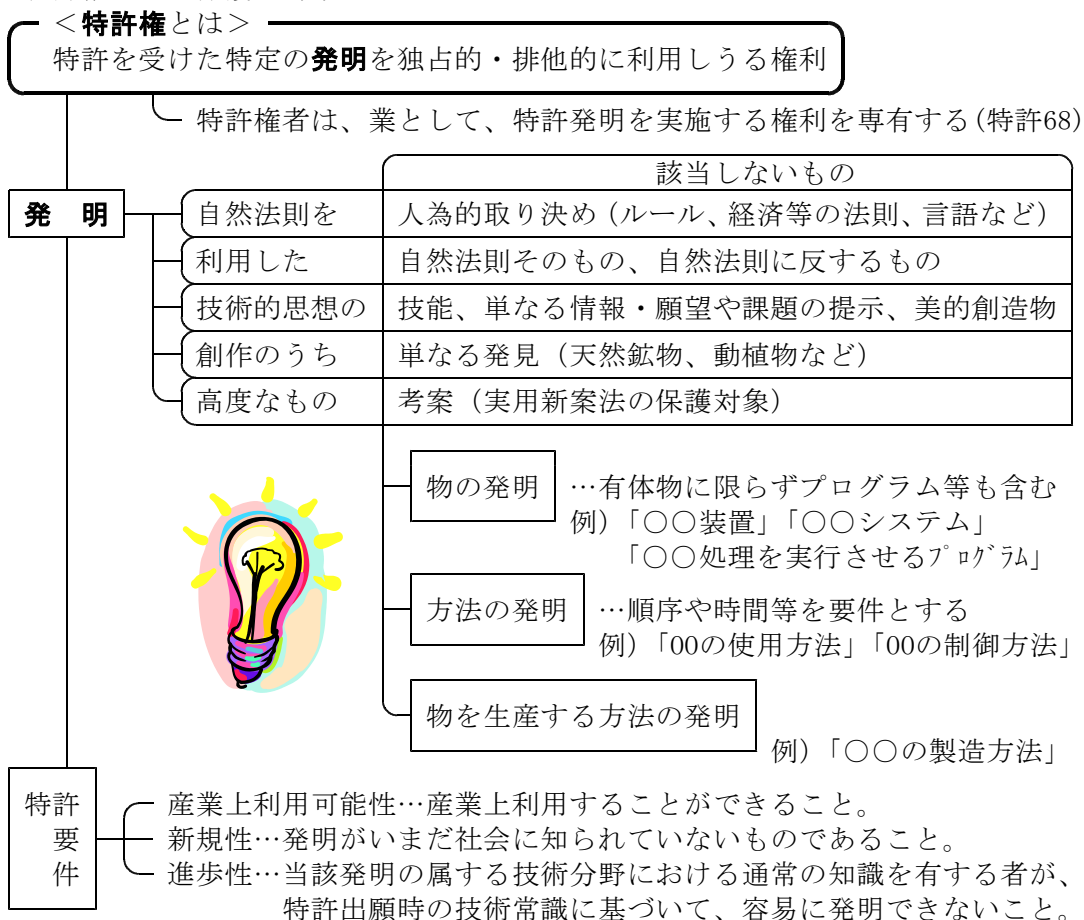
← 刑事罰(69)

●意匠法の関連法規およびその相違点

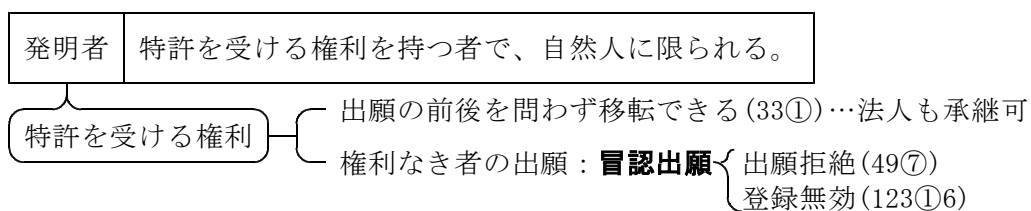


4 特許権 (patent right)

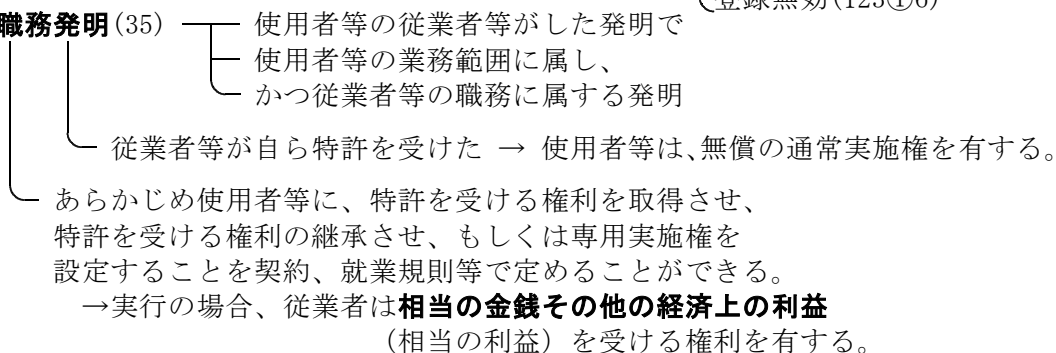
(1) 特許権とその保護の対象



(2) 特許を受ける権利



(3) 職務発明(35)



The flowchart illustrates the process of obtaining a patent right, starting from the filing of an application (出願) and ending with the grant (特許権の発生) or refusal (拒絶). The process is divided into several stages, with time limits indicated at the top: 3 years or less (3年以内), 1 year and 6 months or less (1年6ヵ月以内), and 20 years (20年). The process begins with the filing of an application (出願) and the receipt of the application (出願受付). This is followed by a review of the application (方式審査). If the application is accepted, it is published (出願公開), which can occur as early as 1 year and 6 months after filing. The next stage is the submission of a request for examination (審査請求). If the request is accepted, the application is examined (実態審査). If the examination is successful, the patent right is granted (特許権の発生), which is then registered (特許料納付 → 設定登録). The patent right is valid for 20 years. If the patent right is not granted, the application is refused (拒絶). If the patent right is granted but the fee is not paid, the patent right is extinguished (特許権の消滅). The flowchart also shows the process of the patent right being extinguished (特許権の消滅) if the fee is not paid for 4 years or more (4年目以降の不納付).

```

graph LR
    A[出願  
出願受付] --> B[方式  
審査]
    B --> C[出願公開  
(請求により、  
早期公開可能)]
    C --> D[審査請求]
    D --> E[実態  
審査]
    E --> F[特許料納付  
→ 設定登録]
    F --> G[特許権発生  
(特許公報)]
    G --> H[期間満了]
    H --> I[特許権消滅]
    E --> J[拒絶]
    E --> K[請求なく  
期間経過]
    K --> L[出願取下]
    F --> M[特許料未納付]
    M --> N[特許権消滅]
    G --> O[特許無効審決  
特許権の放棄]
    O --> I
    B --> P[出願却下]
    P --> Q[特許査定の送付から30日以内に  
特許料(3年分)の納付をしない場合]
    Q --> I
    
```

3年以内
1年6ヵ月以内
20年
特許権の保護期間

出願
出願受付

方式
審査

出願公開
(請求により、
早期公開可能)

審査請求

実態
審査

特許料納付
→ 設定登録

特許権発生
(特許公報)

期間満了

特許権消滅

拒絶

請求なく
期間経過

出願取下

特許料未納付

特許無効審決
特許権の放棄

出願却下

特許査定の送付から30日以内に
特許料(3年分)の納付をしない場合

4年目以降の不納付

(5) 先願主義 (39①)

最先の出願人のみが特許権を取得できる

公開～設定登録間に特許実施した者に対して保証金請求権発生 (65)

特許権の実施

- 物の発明…物の生産、使用、譲渡・貸出、輸出・輸入、譲渡等の申出
- 方法の発明…方法の使用
 - 物を生産する方法の発明…方法の使用、方法により生産した物の使用等

特許請求の範囲

【請求項 1】 AとBとCを備えたD

非侵害

AとBを備えたD

侵害

AとBとCとEを備えたD

特許権の及ばない範囲

- ・試験研究のための実施
- ・通過するもの、既にあるもの
- ・調剤行為

AとBとEを備えたD どうか？

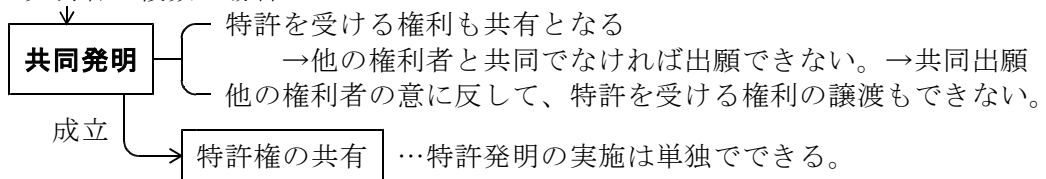
均等論

文言通りの解釈が原則だが、あまりに文言どおりだと、特許権者の保護に欠けるような場合

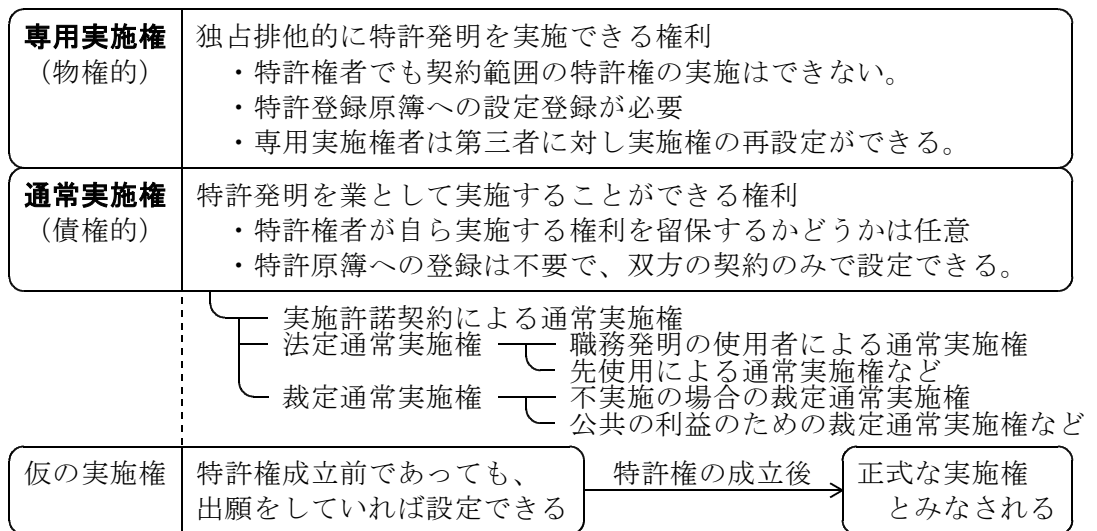
特許発明と均等と認められるものを技術範囲に含める

(7) 共同発明・特許権の共有

発明者が複数の場合



(8) 実施権



●「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(知的財産ガイドライン)

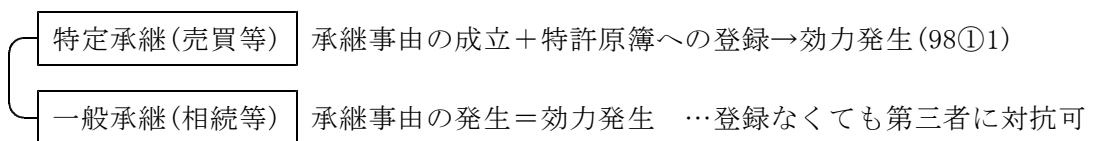
特許法等に基づく権利行使は、独占禁止法の適用除外であるが、一見、特許権等の行使と見られる行為であっても、実質的に知的財産制度の趣旨を逸脱するものについては、独占禁止法が適用される。

＜実施許諾契約が不当な取引制限・不公正な取引方法に該当するケース＞

- ・特許対象技術を使用していない製品への実施料の賦課
- ・特許製品の原材料、部品等の購入先指定（合理的な理由がある場合を除く）
- ・特許製品の販売ルートの指定、販売価格・再販売価格の拘束
- ・不爭義務（特許権に無効事由があっても無効審判請求を行わない）
- ・特許権消滅後の使用制限

など

(9) 特許権の移転



※特許庁長官への届出義務あり

(10) 特許権の侵害の態様

- ・ 直接侵害＝無権原者による業としての特許発明の実施 (68①)
 - ・ 直接侵害に密接に関連する一連の行為 (幫助等) (101)
- …請求項(クレーム)ごとに判断する

(11) 民事的救済手段

- ・ 差止請求(100)
- ・ 仮処分の申立て
- ・ 損害賠償請求(102～103、民709)
- ・ 信用回復措置請求(106)
- ・ 不当利得返還請求(民703-704)

特許権侵害

刑事罰

非親告罪

(12) 刑事責任

- ・ 10年以下の懲役または1000万円の罰金(特許196)
- ・ 企業活動としての侵害の場合→法人にも3億円以下の罰金(両罰規定：201)

5 実用新案権

＜**実用新案権**とは＞

物品の形状、構造または組合せに係わる**考案**を独占的に利用する権利

考 案

発明ほどの高度な技術的創作でない小発明
(実用新案16)

●実用新案権の取得手続
…形式的要件のみで成立
実体的審査なしで成立

技術評価書

権利の有効性を判断する

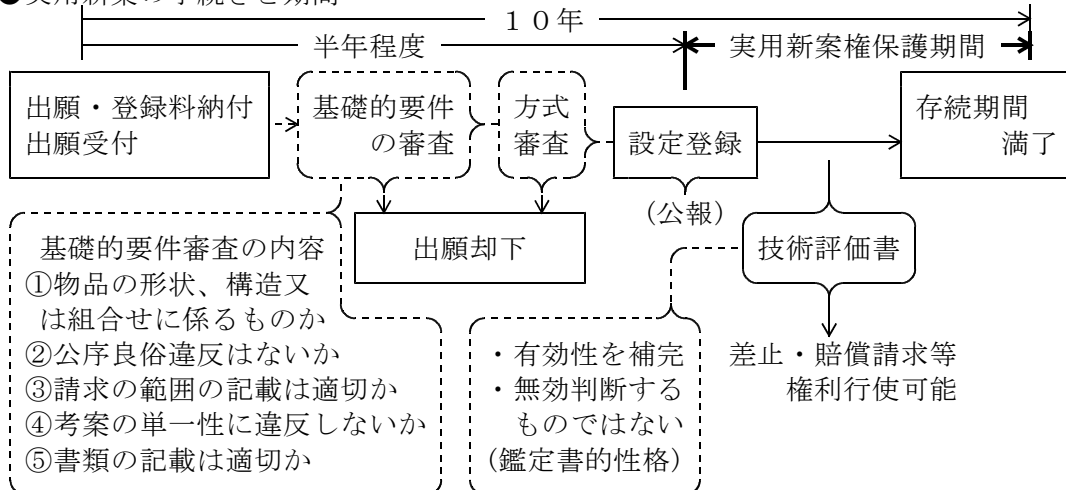
…誰もが作成請求できる

刑事罰もある

実用新案権の**権利行使**には、技術評価書の提示が必要

差止(27)、不当利得、
損害賠償(29、民709)、
信用回復(30、特許106)

●実用新案の手続きと期間



6 営業秘密

＜営業秘密（トレードシークレット）とは＞

秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていないもの（不正競争防止法2条⑥）

物権的権利ではないが知的財産の一種として法的保護の対象

不正競争防止法の禁止行為

営業秘密保護の3要件

- ①秘密として管理
- ②事業活動に有用
- ③公然と知られてない

不正取得、不正取得した情報の開示、使用
不正開示、不正開示された情報の開示、使用
不正使用により生じた物の譲渡・引き渡し・譲渡引渡目的の展示、輸出入

※不正競争行為全般については第3章
秘密としての管理については第5章参照のこと



●不正競争行為に対する措置

- ・差止請求(3)
- ・損害賠償請求(4、民709)
- ・信用回復措置請求(14)
- ・不当利得返還請求(民703-704)

不正競争行為

刑事罰
(21～22)

(参考) コンピュータ関連技術等の権利保護

●ビジネス方法の特許（ビジネスモデル特許）…コンピュータ関連発明の一種

ビジネス方法の発明

- 単なる手順、方法…自然法則を利用せず特許対象外
- ハードウェアにより実現される…特許権の対象

アルゴリズム部分

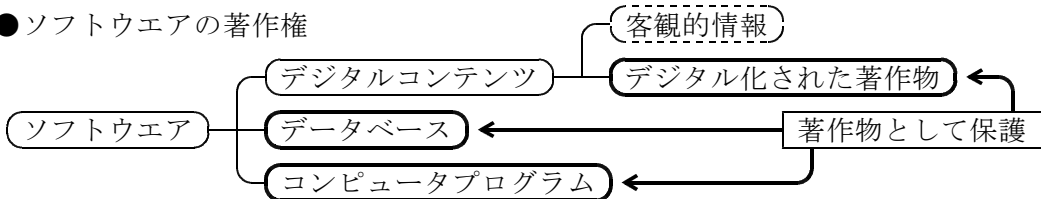
ビジネスモデル特許

電子商取引型
金融ビジネス型

コンピュータプログラム

…プログラム自体が物の発明…技術的思想を保護
プログラムの著作物(著作権)…表現を保護

●ソフトウェアの著作権



「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」

創作年月日の登録により、著作権の立証がしやすくなる

＜A I を利用した創作と知的財産＞

・著作権：利用者に創作的寄与性が

認められる → A I を道具とした「創作物」 → 著作物性あり

認められない → A I が自律生成した「A I 創作物」 → 著作物性なし

・特許権：人が創作した「発明」であることは要件だが、発明に至る経緯は問わない A I のみで自律的な「発明」が行われても特許の対象とならない